武家盛衰記

參

自第十二卷
至第十九卷

1779

司法省文庫

和書	傳記	一六一四	函	架	共五冊
門	部	號			

T300
K 5
1 c

司法省文庫
第4419號

清籍鎮定

第十二卷
同族

細川家中古太閤中興之譜

一 三成家中古妻女と唱へ城中に事 附 妻女殺害二人
自害之事

一 太閤為上洛家康発 附 周辺之城軍和睦之事 并 秀吉
成大名之事

一 細川殿之奉公守之為満公事 附 御御死之文 并 教
周法師為迎之事

一 頼之以遺藤孝次第 将軍笑進之事 附 細川知君

出家之事

一 武蔵守殿家中捷事 附 将軍酒宴山口事 御咲 并
酒宴周防之事

一 山口長府船出 附 毒坊之始并頼之忠節 將軍
数代繁栄之事

周長門守一政家僕之部

一 冥左門中殺之事 附 伊勢平氏盛衰之事

姫尾山城守太時断絶之譜

一 仁王丸一代墨絵之事 附 織田殿栄の後而御死之事

一 姫尾吉時 家臣江出奔之事 附 信濃守山城守

和學講談所

[illegible]

[illegible]

細川殿の忠義四海に聞

三藩殿の妻女より此三殿に妻女殺害二人目宿る事

一去年明君の御代に又如何なる変事か出来して伝聞仕る所は千万感涙の
儀にて候通の所に有之候の御の通りの次第に御
事実員に有家臣猶之と云く其外細川殿の家臣に義士
義士の士廿一人御供仕り候の内に廿人の家臣に従属仕り候
家臣の御子の士廿人一員の人数にて御供仕り
御子の姫様の方に御乳人の者に成て御供仕
今家臣と所の母国へ人の四せ一人の石に大器量の人に成て
家臣の名人の名人の悪く御供仕り候若し心と変心せん解
事と書て有の事の事と書人と成て大坂の御屋敷に質として入置の
心と書て有る者人々の御の せんと中せ御けるの御れんと衆
一決して有る先て長知の事て御屋敷より細川殿の妻女
方へ渡中 有る所の目世の婦人の息女の母妻子と
見へ拙人の軍学の士の有る儀せて御奉公の義と考義と
御毎日より御の御の方の者の子の者の子の者の子

見る間と飛脚の輩人山と墓の中より出る様も有ハけるとすり可
きとも中をとりて見ハ其ハ其依ると思へ二人を偽角と考し
程ふ行く人中さ心者れ共新しせとり墓ハ石田隠懐り
けるを設逃ゆ長男にして家人へとて七月廿七日此夜二人余
人の若とをし一紳川ヶ家を国こ使と三て中者ハ此今再
二行程り中人山へ共行ると川ヶ世ゆ対法ゆ家と家ゆ法ゆ山ヶと
相家ゆ中ゆ中ゆ中ゆ家ゆ家ゆ家

徳川殿の御言葉のごとく後の御世を心安く必定
徳川殿御味方申すべし京都と平せ申べき歟
人質と形ばかり和何程の心を悩ましん者也自害せハ一命有り
徳川殿の味方有べきと一所中よりまん丈帰参すると云ハ新る対面の
事なるべん然て忠月宗せんそ兎宗を深く頼ーこん苦ばかりなれ
せんと神ーと十歳の男子八歳乃中の女と指男子の母四
十さるれーハ神の形まこと宗せ宗せのまこ母の為ー宗せ宗せ
の宗せと汚るまーー自宗せ宗せ遂て守刀を海さしめ乳母
兄刀をとりて兎の刀を立る家と形く刀を抜き兎
せーと毎二刀を刺殺ー又八そのの女ととと宗ーー刀を抜き兎
傷ける侍ばかりまを知ーー後ハ侍女たちの出て自害の中を
ーの次第を聞分身の世事の敬遠を宗ーと盃宵の上
ちり積て二四ヶ所とり出ーと宗をけ立ーの宗宗をハ知らて
御御遠ーと傷侍て河原の宗宗ハ知らて
侍をハ宗ーこん宗ーー宗ーーー

河尾ヶ崎里振にて是れ丹後国にて出来る者にて大変なる切にて出来る数
にて其節ひけ申候四歩二西人完治取大変なる日と負せ候ハ
と家内へ地獄ヶ谷人共身を寄せ候捨物焼の中へ飛入く
死す者数多の中家人共一人と為て焼死者ヶ所ヶ稲荷
仕業者一人ハ何ッの社より遠電して稲荷ハ日本国双の法物の
上に成し一時に焼申候清水一番よ遠天しの
海辺に出来ハ稲荷一義と長し清水小鍛冶せり是迄を
聞く人毎に人面白心と云ふハ稲荷ヶ事如と凡弱して
請人迫く笑ひ議る

私ハ文政の仕業者ヶ針ヶ事を有中史人ハ百ヶ事にて

と申歩百歩共ヶ法ヶ〜和法物をとして打者
ヶ一つと海夫形く法中ヶ或ヶ家の屋敷ヶ出来者ヶく
ヶ者ヶ出れハ者者と申ヶて家の内ヶ法物を弱ヶて家ヶ必
ヶ出ヶ者ヶ家ヶ中ヶ家ヶ仏ヶ書奇数の名人家ヶ内ヶ偽て猛
病形者ハ法物ヶ者ヶ家ヶ中ヶと世人面て親来せり所ヶ
家屋ヶ出ヶ者ヶ家ヶ中ヶ稲荷ヶ大猛病ヶ者ヶ世ヶ法物
祈禱ヶ術屋ヶ者ヶ中ヶ術ヶ稲荷ヶ者ヶ術ヶ者ヶ人ヶ偽数
させん仕業者猛病ヶ者ヶ偽数ヶ得ヶ者ヶ人ヶ猛病ヶ
働ヶ者ヶ仏力ヶ者ヶ数ヶ一義ヶ云ふ 百姓者人ヶ成申
其ヶ仕者ヶ者ヶ法物指屋ヶ者ヶ仏ヶ定ヶ者ヶ稲荷流と

呉して通て[illegible]
家屋云の法門を神と[illegible]と云云
南日宮の事と[illegible]
せり又聞書に[illegible]
よと有と[illegible]
[illegible]
つきの如何のことを云[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の如ありとて妹の死期を[illegible]
[illegible]
[illegible]彼の母の自宮と見[illegible]
[illegible]
再三仰[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の奥の素女姫と言り為[illegible]人
を八中[illegible]
[illegible]
[illegible]世上[illegible]
[illegible]の音旦[illegible]
て[illegible]と[illegible]
と[illegible]真実の[illegible]
て[illegible]
[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

なくし南部は天下二つ人分にて雌雄未決せられは永世の
味方なる事一朝にして敵と変一子なる一言なる孤は信濃味方
なる對一恨こそなれ家臣なるて所無無北りんと強言決しかた
者れは人質と取なる事なる事及諸家覇こと事先なるかり数こ大名
共の為を思ひ人の妻子を強ひ一方協力を
無理なる事なる陸奥なるり是れは石田三成は重て強言して
なる抜細川の妻子共今度目当なるかり者共は公儀なる敵ては必
定石田なる恨を含こ家臣なる事なるの強なる田辺の城と
攻落し枝葉を断て弾なるなると宣くさせんと相談抜の別
計なと定めなり千騎は小野木縄後物公部侍後福知山の城主
なる田辺

城なる防別処なる清なる長谷川なる出なる丹後丹波なる長
なる処なる華悉く先向なる信なる惣勢都合三万八千余人七
月廿一日卯の刻なる田辺(弼)城なる攻なる細川幽斎なる籠城なる細川
公儀なる家臣なる仮東国(下)なれは親父細川兵部大輔藤孝
遠方なる出陣後城を守なる居なる幽斎なる一人なる籠なる
て侍なり古狸なる老の軍兵なる百なる進こと此時なる攻落き
んと一文字なる攻なる揚なる城なる攻なる此時なる攻落の
多なれは後矢なる竜(ヤナクイ)と捨死なる人なる矢数を
押開き矢来解て敵を迫こと川なる面の波こと矢所(ハカ)
を指て射なり者なる元来籠城なる射なる矢なる者なる敵(ヨロイ)

して敵を射て敵を大勝利して皆の子を手にかけて立
並びしる給を中へ押詰射る所小人数なるに
其中猶の奥に蓄積めり中矢に成ぬ
又屏裏御矢合より八幡殿を扶人
通冑と雑冑(ヨロイ)に兜を着ず
其内に多の人数を遣し
為御方を警て攻戦と虎口を遮ぶ引退る
様にと言ひて日と送る押細川殿
乃富士山に陣を文武五道
海陸遮ぎ出ず御方の軍
大将元敵を追の城へ寄を和睦の宣旨を下り出勅使八
月廿二日出の地へ到り城中へと言ひ宣旨を
申ば 勅命背難とて刃を向を解り者を
日又京都へ代代前田徳長院玄法寺宗旬ら方より
代前田を指ると日迫り和睦の事を
よ元年間へ帰り一と城と今京都へ
配を 帝王指ず是ぶるの八御代前
和睦と勅使 勅代処持り世相裏へ軍へ御怒
中御り若れ代勅使指と勅と
勅使只不被義城を自是形く勅を清ん敵

の鎧して城内大に騒け 猶城内人数の利勝の秘法を
せん日来 其ふ義へ御謀を以て此ハ秘法なりと思案し
給ひ三藤左衛門を召て其方こそ時を文の奥ヶ
敵と今と雖も日者の中無心の程を驚て その義
と義て送りけり 三藤衛門奏聞志篠へハ 高麗感賞
賞を賜ひ事不思議の事と和歌有和歌 宮方を
ふりとうや古殺生石四の係殺関東へ流されハ
家屋ハ焼り流ひ刑上流 長野中古奥
古御元と雖も海年の恨を復讐を攻落し
牧文関ヶ原へ出て百姓五郎の宮を振ひ流又

家屋ハ家光公の奥方の高ハ今家光公奥方と稱
功て隨分家を立てより流ひ大海の家ハ付ひ奥の御元河れ
と頼ひ家ハ家光公の事へハ鶴岡四辺へ高せて ひ家を
く敬仰させ大の鎧を一脚さ家ハ 家屋ハ無文の
大の命 也信乃の鎧ハ 大の御 大の
ふ家の鎧 信乃 信乃の鎧 桜梁の鎧 三十 武田
れ家と 上下 家 又 家 石 家 流 信乃 紀後
の 張 鎧 鎧 知 家 信乃 信乃 将軍 御代
し細川の 鎧 御 の 下 御 賞 御 御 今 天下
二三人の大名と 遍 信人 敵 信乃 国 家

和漢云細川氏代々の右衛門督 将軍家御師範の名家
事水遠く世と共に栄え武士の世に絶えて
代々奥州の有職を書き
細川殿代々御師範云々 御所御師範の子孫 并
教国法師為御師範云々事

一 都細川殿御所ハ必死の命を導き奉る人数の為
ニ成ル故大敵を猶り三位殿の御事 利光 義利を
教代 将軍家の御有様 叶ひ 源頼朝 元祖細川
御教 教代の右衛門督 ハ元祖細川
右衛門督 義利 武家の御師範を守立 事

古今 武家の御師範 細川武蔵守 義俊 ハ春日 ヒ
御所 時御師 又義澄 将軍 義晴 ニ 仕 依 家 細川武蔵
守 教 天下政務 ヒ 正 邪曲 異 国 の 沙汰 ニ
御 所 の 御 師 を 勤 て 世 の 業 を 為 て 四 海 の 人 民
和 愛 を 以 て 邪 曲 無 く 治 ル 世 人 を 導 き 給 れ ハ
今 此 世 に 生 て 正 を 求 る 人 ハ 細 ヘ 又 世 の 功 を
思 ひ と も 心 道 和 て 邪 曲 新 儀 を 嫌 ふ と 雖 ト
世 人 の 為 と 求 ん 為 て 主 世 の 思 ハ 徒 に 人 を 為 て
思 ふ 事 ハ 知 り 天 竜 寺 の 長 老 春 屋 和 尚 の 法 眷
三 郎 星 と 云 人 有 ひ 人 さ せ る 能 書 用 如 ん 文 大 世 に 双 ハ

那一と河原正直に彼れ人と為て久敬和訓文伝せ
させ拝して如何ぞと親しく問て彼語を引て言
曰と斯ちて伝者に言く親き者なる必と公て用処
乃弱冠の師を元ふと彼れ信を文を世人の唱ふる
とを聞き侍る元将軍の師なる筆を以て伝信
書を以て尾張へ送る尾張へ送る の果て彼得大
新信(任)ちて伝又彼れ正直に人左見て事コリと云ハ
世を去りて所こり能書或ハ学の人和と伝藝
有来れり彼れ親し学者に此者ハ
何程得学ちの人廣川清澄て此時に伝信を書ちて

寄る清澄清澄を能書ちて因信命信を廣ちを有と云る人
将軍の御物数(拝ちて笠を)ちり彼れ人と云ちれハ彼を
て彼信を能書ちて博学を有りて彼れ人を伝行ちを人ハ初の
御物数ちを雅藏とて思ふ事て伝南部より来教問と云る道世義
有ちを云て武藏を與ち親も津数を以信学解を少ち
廣ちを云て生得直ちて彼語ちを和ちり道を当者に伝又
る事ハ彼ちと有り彼れ人と将軍に御信(仕)ちと云
彼信(仕)ちを有ちを月今清澄ちの御側ちを信し行ちて御信
らんちを常に故ちを御和ちし伝(仕)将軍御物ちを
近ちんを愛と遇て来友の清澄と礼に伝ふ彼ちを又愛和ちて

將軍の御とがを背き給ふ事の過ちを忘れ給ふなる御者共新参の連
連歌行脚を孔しもをかさんと思ひ給ふ事実に奸人なる事を弱者共
為て御意をもて御免ありて流罪に成ると思ふ徒輩流罪に成ると雖も世
の風流の事家柄にて中絶ふなる和の歌恨有れば連人と思しと忘
事不可なる事にて人の事將軍へ恐御事なる事なる事可
是偽人の為に所之又親しきもれいとて將軍へ絶なる事なる事
且自分に教問の御令を者れて將軍の御恩を忘れと思御の大恩
と愛なるを以て精まし忘れ給ふ事何也是又有りのたとへ
しを御信事の御行脚と絶く憐て將軍へ御問なる事
中一之事に成ると弟子なる多義の人多く有れた御行脚なる仮奸者

等の邪曲を有れい將軍へいとまを出せて如の日文と御し理を
偽を給ふ其之の行脚御の邪曲を御の稽古を者は乱く思ふ者を教也
事なして聞ける稽古なる物且は者なる御乱く思ふ者を教也
又師の猶中なる正しき文道の是理を忘して事なる邪曲偽奸の
ものを人の文御と関るを八事なる文の理を稽古事
有邪事なり是て神者是御事れ別なる
世て事なの御行脚と是なる此事なる事なる邪曲
愛知なる人之今と嫌しまん者又なる事を思ふ忘恨給
心に是れ是迄連なる時人偽と押へ給ふと覚之事なる事を
者なる之將軍御神の事御事八之世る廣なる者事不人

そもそも清盛人の落ちゝ又廣澤の寺に籠り給ふ人多かりしかども
ゝ今世の奉ぜし國賢人と存じて仕ふる將軍の御事を聞
きゝ中しは日蓮の御弟子と成し程に佐渡の島
流ゝ將軍此御方をゝ為ゝ身命たゝみ切り給ふ
八捨ゝ世俗に成れ而も其の日蓮一人ゝ成れ
軍ゝ一度の人ゝ成れ八幡宮の下殺生人爲和尊てん
中御所と奉ゝ様ゝ給ふを八日蓮一代の上ゝ無ゝ而ゝ
ゝ無事ゝ見ゝ一ゝ也相模世者ゝ方ゝ弱ゝ者ゝ無ゝ辞退ゝ
ゝ成れ者ゝ者ゝ無ゝ敵ゝ敵ゝ八御ゝ史中ゝ有り
　　者ゝ道者ゝ無ゝ法ゝ無ゝ道ゝ者ゝ

一又細川武藏守ゝ申ゝ有ゝ付ゝ道ゝ者ゝ法ゝ無ゝ道ゝ者ゝ
實ゝ知ゝ有ゝ文道ゝ心ゝ者ゝ無ゝ者ゝ者ゝ道ゝ者ゝ
有ゝ年老ゝ者ゝ上ゝ歌ゝ實ゝ者ゝ者ゝ道ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
御所ゝ見ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
道理ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
乃ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
相模守ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
給ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

[illegible]年月の[illegible]恩に浴し（八・六二）命を成り大法[illegible]と申さん
[illegible]
[illegible]
[illegible]

相模一国ばかりの人の安堵するゝ所なれば世の末にもかゝる
為義の人倫好邪欲のゝしるを聞ては初めの将軍の御信ありき
まゝせん人のうたて倫行邪欲の中にもいとあの方藝又倫
と何のかはりもせんにもしられば将軍そうぶより実数年一
方の元今まゝ思ひしてうぶを苦しむる事にも世元の人々信
の大小石邪欲深く者にもすして世の和をもて顧倫好にて
故そし是又ほれみ為るんにもいとほの和にもあるゝ
新る乳こうるせる俗と元表倫にもの者欲嘉民云の詠め
故へみ事を無事識みにあるゝと初者をもとゝもすり天下
春年の治平を当みせるとゝ治ほ御下しまして言葉何ぞりとゝ

ゝ為にもせの中みは道を知るゝ者は恩愛事をみるんを男
みを能と邪欲者の有て天下と奪んとるふ人の猶如へ形ゝ
御をもて御辺のゝを存るみ宮みを思り給へゝ源為文
行みをもるのんとの行を事にそうゝ初の将軍御前みを生
んみをもんに降ゝを忘ゝとゝ忘を給ハ心中みを者也事にて
て為義を将軍御前みを一命を捨ゝ苦労を顧将義御前
と法の名をとる強人事をゝ御辺行人を頼ゝ為
を捨て者の苦労を顧して将軍みを仕へ事りゝ為義
遂ゝ保宮の御者をハ為の為にあるとゝ悲ゝ悲の一言遂と
源給へとゝ事ゝ七思ハ安堵八遂安万御法中にて有り細

川方ゟ将軍の御ふね
と今日より御傍ゟ
けたる人ゟ
人の有様御ゟ
て
いへ〳〵有様の
人ゟ何ゟ
ゟ
る芸掛ゟ
ゟ
ゟ

一[illegible]の[illegible]を[illegible]の法と号して厳中に掟を[illegible]

[illegible]

掟

一御近習[illegible]人に職を[illegible]好心を為[illegible]御[illegible]に不[illegible]

[illegible]大[illegible]成曲[illegible]又[illegible]の[illegible]を為[illegible]

邪曲[illegible]事を[illegible]

[illegible]族[illegible]儀[illegible]大好不忠人[illegible]大罪

[illegible]者[illegible]且[illegible]天下を[illegible]

[illegible]

[illegible]邪曲を[illegible]

[illegible]

[illegible]の族[illegible]

[illegible]

[illegible]

法[illegible]

一和[illegible]遺恨を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の大罪を免せんが為めに[illegible]して侍処に訴有て
[illegible]夫れ相彼[illegible]侍人[illegible]
[illegible]大罪[illegible]小奸小侍と[illegible]
と御迎[illegible]の人々[illegible]有て[illegible]

一 [illegible]

[illegible]又は[illegible]人[illegible]係
[illegible]侍衆の間を立て奉ひを[illegible]
大成[illegible]諸人の文[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

して仏恩に報ずる者大なり只流罪に恩赦を加へらるゝ事
は生涯の事なれども御使者にて慶安と申し
り出流と始め有り又遠方と恨とも方々是と可
仕事

右之儀一昨日中宮寺若し遠犯之儀
有之仰付被遣深科ニ法順者之仍捉如件

貞治七年二月二日　　武蔵守　在判

此法を申して後形ばかり八二人の道世有り事と密々申合り
仰せ有て後将軍を敬ひ奉ると云て仰せ有る八良(ヤア)武蔵
法華の事を礼して申り諸人の中にて思ひ出て事 細くと宣

又公方様の御事の之有り様の之有り様申上と武蔵の思
されば御成人の後申々如仕様仰せ付れ仕之
て首を振りくると申して踏躇仕其之命御前に合る
み四て申々仕僕(つかへて)仕事に成九命寄み之礼の仕様
仕り様曲事に成候みは八法花経に開せ宗に成仕
へし先今日より御前へ法花経を学ん又公方様に仕
候事より職候之事に学事を学ん又公方様に仕
て来しを以て直に仰せ仕事を仕る
と天下の武将に成り給へる事と云申者を八海事
まく仰せ武蔵に之事を八思まれなりき物を学度

めら庭に付るに為るゆへ是をハ
[illegible]と仰せと宣へハ仰せ[illegible]
如のゆへ中七日の報ぜ[illegible]
二郎を始め一[illegible]
年僧ゆ九度ゆ[illegible]人の新る[illegible]
年よりて[illegible]
ゆ将軍の御[illegible]
の様ゆ[illegible]
[illegible]ハ流れ[illegible]
[illegible]

やと[illegible]れハ仰せ[illegible]
又[illegible]
今[illegible]
[illegible]ハ仰せ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ここを一番れいの婆ゝ隠る生悪しく初度にて所存者
山口芸州御近被遊童姫の婚姻并軍法の御内事
数代勝業之事
一将軍山口芸州御ハ色と変し一番に御ハ
海中者り武家ハ如何ハ山口殿御近い被遊御婚姻
而ハ民人成今日と成の山家ハ仕と思いき来し無心
て海中いんまと月の隠成へしと成ハ数ハ月ハ新て思者
申ハ御と親のもと思ふ道理と来ハ道と云
ハ新ハ人と思ふ心ハ海ハ数御ハ新の道
ハと強し御と強せんと云夢ハ来ハ思ハ御ハ
御ハ大好信の人と成て存ハ来ハ神ハ九ハ御ハ成
将軍行ハ御ハ屋敷と巧ハ世御ハ海ハ者ハ海ハ者ハ世
屋ハ又ハ御ハ山者ハ海ハ世御ハ海ハ者ハ世
ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ
氏ハ御ハ御ハ御ハ又将軍の屋敷と宮ハ氏ハ海ハ者ハ
御ハ軍の屋敷と御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ
為ハ一天下の御ハ御ハ御ハ屋敷の御ハ御ハ
ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ
有ハ者ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ
ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ

[illegible]八日[illegible]して[illegible]
[illegible]を拵へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]云 [illegible]人[illegible]て威一自然と天下平
[illegible]一人の[illegible]業より出るとなり[illegible]
[illegible]軍と[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]

源氏の代に成れた故源氏の郎
従等は[illegible]の郎
従等は[illegible]の郎
[illegible]
[illegible]
[illegible]

慶長十六年ニ成七月十九日二万石[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
氏[illegible]
十二月十四日[illegible]
[illegible]

[illegible]日長門守領知[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
細[illegible]
[illegible]
二拾二万五千石余

[illegible]
[illegible]

堀尾山城守忠氏

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

抑堀尾の先祖は橋朝長法名宗心より出て宗心を無双の武勇者と世人
の称又は尾張住人堀尾中務大輔吉久の嫡子にて初名信濃と
云て信濃守と改又帯刀と改て豊臣秀吉公に仕へ天下平定の節日本
時と号し時改て山城守と称し一統の武士は勿論の諸人に至迄堀尾若年と云共軍功を顕し武勇の者
と称する事は云に及ばず信長の使人滝川伯耆守長益と共に一揆を押鎮し一揆を押鎮し精又信長公と共に滅亡し
て後尾張と国内へと帰参し既江州横山の城を手立け
ると雖共秀吉公南蛮征伐の事迄と成て堀
尾山城を張り信長の跡を継へ西国信長公若狭国小浜の城
主武田左近将監を小浜城へ攻寄て一揆
を見届て尾州へ帰陣なり横山城へ帰陣なり
其忠義一統独り信長を見定め刻へ年俸の高を付て毎年
双の如く年の数を思やる事なり今日より信長
公を敬て市中を歩行を一向に慎む事なり
より後に別る堀尾山城守吉晴と家康公に成て事情を世に公的に
滝人高へ表けるは井長浜城主江州山内の城主義り長浜

井下なるべき筈八月列侯御前に於て深く仕来の通路を為めく強盛
と振ふ手沢佐長なる郡金奉京御講問として敬服
〈奉命せしなる御井又の郡金と同意一京御なりし藤佐
長云と御んとして発せしく者れは敬なりして敬服
年葉間八月廿六日より上尾御城に赴く又同廿七日
秀吉公と京都の御〈登なの渡せと〉御〈発
より廿八日に出城を発て向に奉て佐長なと同廿九日
長政と攻落信〈渡井又の郡郡〉に仕なる自宅
に於金敬より上尾小なの敬なの〈なる〉この敬なる
月と騒て此時佐長云初めて敬服と為人秀吉なる持論を
云なりけ御伺感より敬なる人なる〈なる〉なる〈なる〉
年乙亥の月三河長藤金郡の敬と小なの人武田の敬
村岡御手洗と者と組付〈して〉て首と為人知る七系
と云者は持七郎又親〈池〉二百月は金男は戸の沢年る敬
と為付て男は歩れ秀吉云〈献〉けは〈別佐長云〉敬なる
小城尾毎郡の〈郡〉と宮御〈と〉御菓子と者下此年
百吉郡宮原なり敬下相楽郡なると転任なる年は小なの
て前郡と改て渡城河原年の時前郡なる〈なる〉
鎧上尾 高名なる本年より信尾白山金鎧と又なると
なる佐長云の御伺供 御敬と御り金なる方と為て敬人

者ゟ付け付たる事ゟ家ゟ為御ゟ欲しと申ゟ願ふ事ゟ仕ら
の義ゟ申ゟ上ゟ国ゟ小八郎殿ゟ被ゟ申ゟ上ゟ勅ゟ方ゟ せんとして為ゟ公ゟ孫ゟの
ゟ為ゟ事ゟ二ゟ処ゟ申ゟ成ゟ候ゟ願ゟ者ゟ為ゟ公ゟ付ゟて
法ゟ国ゟ家ゟの力ゟ不ゟ足ゟ仕ゟ候ゟ故ゟ一ゟ人ゟ者ゟ共ゟ
乃ち親ゟと切腹ゟ仕ゟ候ゟ事ゟ相ゟ見ゟ申ゟ候ゟ事ゟ家ゟの手柄ゟ国ゟ家ゟ軍ゟ時ゟ
為ゟ公ゟ八ゟ為ゟ家ゟの為ゟ ゟ候ゟて ゟ国ゟ列ゟ上ゟ月ゟの 城ゟ攻ゟの ゟ者ゟと
親ゟ子ゟ弟ゟ出ゟ申ゟ候ゟ者ゟ為ゟ公ゟ為ゟ家ゟと ゟ共ゟ ゟ夫
ゟ者ゟと 為ゟ公ゟ八 ゟ者ゟ 別ゟ為ゟ公ゟ付ゟて ゟ生ゟ為ゟ公ゟ為ゟ八 親ゟ子ゟ
対ゟ ゟ為ゟと八 近ゟ敬ゟて ゟ申ゟ上ゟ候ゟ国ゟ八ゟ年ゟ 寅ゟ二ゟ月ゟ 掃ゟ列ゟ ゟ者ゟ
掃ゟ 別ゟ処ゟ ゟ事ゟ長ゟ沢ゟ 自ゟ滅ゟの ゟ軍ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ

（カウツキ）

ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ 勅ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者ゟ ゟ者

一去人面の雷と振ひ日十一年未年柴田勝家滅亡の年なり
之例の十文字を以て馬を目して御教人宗教して日十二年申申年
八尾に長久寺の金鐘を秀吉滝川に命じ寺僧を拒
殺してこれを鋳造を得てこれを本法寺に寄の城水寺の分と
寄物帳に出と云ふ所にけれども寄物の書芸紙一冊を振ふ
者多し信長を偏に謗と秀吉御出て御桂殿に御対面
料の服装と云下に出て八時の日清菓子を賜ふ相伴御
有り堺尾の数家の御切腹を襲第せしめ三万石の書
出しを賜りそこを後下第日と称位せしめ日十八年慶長年
相原田宗法の時山中の御切腹功を彼吉信に譲り
却て苦郎一首教飯を付取れ殿下清盛にて堺尾の軍功
数家の切腹に別四今月に偏莫大之切腹落城に偏に
御切腹と宗人庚戌の清和院と云下郡遊八金鐘紀識を賜て
寄事に上田信長の細川忠興八堤寄事に松田文字
別表に云文字を出田宗法城の慶長年間元九ノ戸修理亮政実
逆意の時に吉信八拵菊メ切腹を功寄竹生を外て功寄城
無不拵清宗して義城に付軍術異国軍紀落生紀寄之
ちて所吉信の偏に無武器稀寄筆雅題巻一又法鐘動
寄細勝生八付書ある唯を右紙を記て源り古今変
宗士と八付堺尾の事綴りと法人迎く唱人ちり

坂尾吉時家臣、太閤ニ事ヘ伝流ス播磨病評

別ニ出ス

一相模ト秀吉公トの親密光秀ヲ流シ信長公の御厚恩ヲ報シ奉ラントの逆徒信者ト云ハ幕下ト成シ明智ヲ攻滅シ忽チ天下ヲ治メ給ハ坂尾吉時ト云テ宣ケル様当世ニ前代未聞ト云シ時海ハ小ク命ト若年初テ槍ヲ仕ツリ手ヲ命ヲ捨命の勇猛ハ敵ハ知ル所ニ無ク武勇ヲ以テ敵ヲ攻滅シ信長ヲ攻滅シ神今天下ヲ将ト成リ剣ハ従一位関白ハ昇ル是偏ニ諸士信長の恩賞ニテ故之神中吉時ハ信人ハ猶ヲ敬命の言葉武勇ヲ以テ徒軍鑑ヲ府将軍ハ

清ル源朝光の富士海辺ニ組坂田金時ハ頼朝ハ出テ四人ヲ頼朝ハ出テ四人ヲ武勇ヲ以テ世ニ名ヲ残ス此の内ハ四人ハ宣人ヲ名ヲ残ス史順弥の四人ハ天竜国天持国天増長天ト云テ四天王ヲ称ス三千世界悪魔ヲ降伏シ給ふと仏ハ今深ク吾ハ仕ル年経ル逆徒ヲ信者ヲ攻滅シ給ふ四天王ト呼ル中宣ヲ上四人ヲ皆受領ヲ成シ給ふと云伝ル海ハ神ヲ

ハ四天王ヲ波四天王ヲ増ヲ持ル兵者ヲ秀吉の異利ハ海ハ如ク富士ヲ持ル半論ヲ果敢の者ト宣人ヲ信長ハの恩ヲ忘ルヲ信者ハ都合七万三千石余の清ル播磨ハ都合

十二万石余ハ公儀御領ニ成ル中老職ト成リ給ハ
ル所ハ国内の大小名ト雖モ国初の古臣ハ
者ハ多ク堀尾四郎有て牧右衛門ト云て秀吉公ニ
慶長三戊戌年八月十八日薨去し給ヘハ御家相続
第ニ成ル之ニ成石田三成ハ大名の薨去を聞ハ已ニ武を奪ん
とて先ヒ死ハ二人の御法度ハ諸将ト仰ク〳〵ハ別ル中
時ニ作ル諸将ト仰ク〳〵ハ別ル中 家康公ハ元来温和ニて 家康公
ハ年貢八万石故ハ此金ハ少ク成ル事ハ仰ん
の四郎ハ御度ニ付仲人の家事御の増ル〳〵ハ国ニ諸吉

時ハ子ハ先ハ仰ん御の堀ハ移ハ堀尾ハ国ニ
家康公御法命ハ先ハ事ハ是ハ石田ハ家ハ
お遂ハ〳〵ハ者ハ 国ハ家ハ堀尾ハ移て仰ハ今家
ハ子の右兵衛ハ故ハ先ハ移ハ過ハ堀ハ志ハ
ハ右兵衛ハ中ハ〳〵ハ如在有ハ家ハ仰
直政御代の物ハ国ハ書て家ハ仰ハ国ハ年ハ
月御の家中の堀ハ堀ハ六万石ハ如ハ堀ハ
尾悦ハ堀ハ松ハ高ハ行ハ右ハ氏ハ
御ハ入部ハ時ハ成ハ堀ハ和ハ
堀尾ハ中ハ堀ハ池新の弾ハ

義鷹をして如し井源八郎秀親を云有百騎と因也
しかへ越秀　秀親云と組て大ちの家ちをみ好遂
して出てこと既しら源頼朝て堀尾ヶ谷に蓮入者共
出逢て池殿御へ別水盃を義経と相伴出て飲ふかく
年九歳メ多年出来を以ち堀尾ハ数年ハ家負勝
給八幡を祈願ちて此度源八郎を老ヶ谷に記出
を度　御面面へ高して数度軍功を抽事語れ
ちり出給ふ天下太平して出雲源氏ち兵部合戦給ふ
五ヶ石ちる日岩杉江の城へ入部有　出雲国法光寺ふ法せる
御寺ち元年ハ先年ニ元池殿御出て源氏故ハ出雲国

此ちと老素ふ乃ふ仕て新ひを建て一源氏ち婚ふ
信濃国出雲へ出雲を講る出雲氏ハ村出雲ちふ改出雲
と加ふ如ふ同九年　甲辰八月四日又吉兼ふ出ちと
元御家ちて出雲氏ハ為年ちより　秀忠云ふ仕して
家双の家ち出雲ハ　将軍御ち蔵有ち御の女
を賜り出雲氏と号ち備て廣長ふ新ひ望ち家と備
ちれい様ち御当家源ちり出ちる世ちて出い　秀忠云
家ち御情情有ちり出雲氏長ふ出雲氏ハ儀ふ立ち
出い出雲婚ち新遠ち出ちり時ふ吉兼ちふ新ち元の婚
為年の小ち家ふ任ち郎ハ出雲家ふ出雲ふ変の出成ハ

君に対して不忠之段申上ゝ様に成長の
君に対して不忠之段申上ゝ様に成長の
君に対して不忠之段申上ゝ様に成長の

者共ハ鎌倉殿の御家人にて候ハ[illegible]
はせ[illegible]と云事ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

増選古今武家盛衰記之巻十二

目録

蒲生家相氏郷始終之譜

一 流芳古軍功之事 付 子孫伯誌ト云 英 蒲生氏郷先祖数代之事

一 石田毒殺氏郷ニ付 秀次忠郷忠知三代之盛衰 英 正秀院殿之事

一 氏郷不仁之評 付 神田名誉清人七三回神之事 英 家人怨霊之事

一 秀次忠知恩沢之事 付 登茅之評 石川文吉

一 蒲生家依ニ郡縁ニ家人ホ流浪 付 知行高中絶之事

一 虎寅義氏郷ニ告ル繁昌ヲ 付 羨想之事 英 断絶之哀思恩徳

佐野城現銘 政綱当改易之部

一 佐野宗綱討死 付 息政綱盛衰 英 佐地川奇妙

形右衛門之事

百二百石余

儀義左軍功之事　付　子孫領地　蒲生氏郷

先祖数代之事　蒲生藤右衛門尉

一蒲生氏郷ハ江刺日野の牧より出く武威益盛にして数度軍功を尽す故ふ奥刑令従若松乃城主となり百万余石を領し位従二位宰相に昇る出く氏郷ハ士卒数万人従ふ事ハ天下に名を高ひ流ハ僕三代に して永く其跡断絶す抑氏郷の先祖ハ天児屋根の命や元より十九代の御苗裔を太臈冠位の大臣と号す後ハ五代より八代目を藤守府将軍義武義当儀右太秀郷と云ハ江刺郡多の橋に於て邪神に祈誤蛇を射殺しより延喜十八戊寅年十月廿一日夜竜宮城より十種の宝物を賜りしより所謂太刀一腰護一領龍来遠矢と名付る弓一流幕一帳走壱縁一本小弓一ツ前掛帳一ツ庭丁一箇童一人種一箇也秀ハ此時ハ田原太と申なり彼宝物を受ハ小田原を儀て攻めて滅ぼ

肩衝茶入号玉田伊豆守と云方へ金万両質に入流庭丁玉宗一天八寸五分相模守正宗作百万両数珠を連メノウ一レン コハリ一レン 玉ノス一レン ラフハリ一レン サンコ三ツ一レン 千年経数屋一鉢四寸四方高合八右伯耆守百万持るより古法眼様ざい

地蔵尼と称し擬せい三井寺一切衆生の世を救ふ
と名付る 代の魂とハ竹生島の弁才天へ奉納す
所の家紋い表彰と□家紋ハ[甲]丙[乙]光ハ能文より来る
一説後二人の子あり 能次郎と云 弟 郎 遠
矢の羅ハ下総出身人佐藤の家より伝来り彼童子孫少
対小藤まて力強しと云伝ふ 太刀ハ伊勢国の住人赤堀の
家より伝る 花縅い衣裳ハ大兵さすしまを見ん
とく老ひくしまりしまりて処るとこるるく鎧よ兵
ぬ子山鴨い鎧を着るよ 来一弟入て子人お皆ハ鎧す
老い江列の住人藤生の家より伝せしハ後ハ鴨の鎧

貴て狭ハり強りより首級ハ中る狼を乱し去こく名き
来るし 御るよ 弟年中 桓武天皇より 代の後乱
鎮守府将軍 良将の長男 るハ源家 門自 平親王と号
し関東ハて鎮を振ふ大 るより 源を近代として強
守府将軍 陸奥ち年 貞盛 副将軍ハ秀郷る 世時よ
秀郷強ふと以て 将 □を財教し 将京して 強ち
府将軍ハ補せ 従四位下ハ罪り武義 を
をり 地金鎧よ秀郷の陣営 下アの女体 鎧の
庭を 年を 角し
のハ記世ハ 地出ふ しハ後ハ生文ハ

さるに今の代まで伝ふる儀の度を拭ぬを世間郷と云傳ふ
もとより秀行の赤流い陣中より出く女人を禁制す
秀郷八幡宮(ニツク)を建て辛玄先生一社の神を崇め郷多
より社を建立し後の門郷多の橋を渡るまい兼ねか敢
廟の額を水中へ投入れ祈願して渡るより必ず黒雲
起り雨かしるるとも風波と云来るし 諸人奇特
と云へし 古種より秀行の末孫迄郷多に住り先ッ下
此の内にも小山長沼佐野一党上総の内より信濃奥州より
秀衡の一族伊藤伊達 朝倉 佐野 田村 伊藤 佐竹
より藩主土岐尾張須賀 松田 井田 郡 長 須賀川 村上 岩
沒多 此家々々仲々富裕 佐野 抑儀 長 より抑儀 長 より
四人 男子 嫡子 千国(エキクニ) 次男 千種(ユキタネ) 三男 千晴(ユキハル) 末子 千晴 小山 長
沼 佐野 此の元祖也 四男 千常(ユキツネ) と号 千常 より 云代目
を惟俊(コレトシ) と云 此 辛 相国 清盛 入道 より 全盛(センセイ) 之 時 始 奥
列 より 上藩 始 藩 生 郡 と 賜 る 故 藩
主 惟俊(コレ) と 八 名 乗 り 深 く 会 釜 の 人 あ り 源 の 相
国 寺 之 小 谷 之 寺 四 と 八 家(ムロ) 四 寺 と 八 儀俊(キガ) 寺 云 八
相国 寺 と 云 惟俊 に 別 に 住 せ り 藩 生 と 云
名 字 と し 日 建 の 牧 寺 と 云 有 る 協 部 と 、 寺 に 住 せ り
幕 の 役 立 寺 を 婚 部 と し 一 族 の 輩 に 寺 の 名 を 付 る

り惟俊の婿子蒲生太郎俊賢い右大将頼朝に従て一族なる繁昌すと雖も後醍醐中興の時に天下を物ものしく時ハ後鳥羽ゟ七代に源蒲生秀朝と云者なる氏郷ゟ属し各〳〵の軍功を所〳〵に多種ゟ会津蒲生の盛なる秀俊(キガ)後嫡孫正秀村おいなる氏郷の為ゟ皆付属ゟ成る由なり氏蒲生貞秀と云しハ後秀朝ゟ七代の末裔入道(十カ)して智閑と云渠い武芸ゟも甚強ゟ人なりしゟ九郎左衛門ハ和泉の国ゟ名を志るし人なりしゟ九郎左衛門尉秀行ゟ名を弾正守氏郷也 字忠三郎と号ス

石田毒(ドクガイ)介氏郷ニ対 秀行忠に忠知二代ゟ墨裏

英

正寿院殿之事

柳氏郷の先祖蒲生太郎惟俊ゟ惟俊ゟ利右軍清代〳〵ゟ日野の牧城郭を構へ居利を知り

蒲生代〳〵忠勤を尽し信長に秀吉に忠を尽す中氏郷ハ秀吉に対し奴の忠を尽すゟ天正十二年ゟ拾万石の沙加増賜り惣石ハ百石(一説ニ六万石)を領す故ゟ故会津

不審仕る所也僅八百石ゟ八万石ゟ多く〳〵入給す 日十八年小田原合戦の時彼ハ之二

乃戦功を顕す 秀吉公大ゟ御感ゟ奥羽会津若松

の城六十万石を与ゟ 日十九年日到の九ノ所城郭寛

改実と云者一揆を起すなる秀吉云へ此旨注進し氏
郷九の戸を責る拙時佐沢の城主木村伊勢守と云者
九の戸より来援して氏郷を射こむる石礫を投入れ
時氏信の若武軍功難記殿下射く御感あり茶
沢をも御加増給て会津仙道並沢白川悉く賜り給
合百二万石領を賜し こゝを従三位宰相小羅進さんべ
諸国の肩をるゝ大名なる石田治部少輔
心中ふたゝをなり企ける氏信の武勇天下
に耀きこゝを君御寵光のものと特に上杉景勝の
先に出て山城を急襲と寄手防戦し 瀬田掃部外五人へ

氏信を薬の湯に招し 毒を食物に入て先を進め
る程の恩を蒙り出のかとなり表生れ出ける
八文禄四年 二月七日於京都逝去ける四十歳 氏信

辞世

限りあるべば吹く嵐 福ど花も散るこのを
ふるさぢの花 去 乃 山 風

齢も未だ盛りなる散る家臣軍功をあらいし 日本史
双の名将武名高き程なる一統の崩と云
清器をふて痛ハしく 墓礼厚く しく 元
結び紫壮の 大徳寺 和山四清しして一附の墓りとる

之法名を昌林院殿前、参議従二位正三位石忠公大禅定門
神祇と号し、常陸より遠江に移る。昌林院と云ふ今よりみる
息嘉永代九之次、遠江十三歳世母ひい右大臣信長公の服喪
より伯父家康公を遠江に遣はす。之氏の家臣金沢十
人の城主、共に絶亡仕り、七月の伺ひ、諸侯、諸米、
を以下、長門又陸奥の大名へも諸書を以遣はす。嘉永代
右如ニ寄之ニ、伯父家康公書の文調
是無之、尤記、嘉永代、家康、為此礼上洛
あり、秀吉公、彼、鍛へ、御成あり、元服、信雄、羽柴、之
亦、秀隆と号す。後、秀信と改む。幼少の時、秀俱(トモ)と

ト号す。秀信、幼年、為ニ秀吉ニ、従二位、
任下侍従ニ、進ム。時ニ十四歳ニ、相、秀吉ニ、
の聟ニ、嫁ス。故、秀吉ニ、家康ニ、
為ニ伯父ニ、秀吉公、家康ニ、
以外、秀信、若年、なるまゝ、
しと、信雄、時の、石田三成、
家康公を、倒し、秀吉、
思ふ、処ニ、大名、
諸侯、秀信、家康、乃、聟、
諸侯、秀信、
世、秀吉、
家康を、倒さんと、

聲の秀行を先づ倒さんと思案極め秀行の部屋並沢
四方石の城を藩生四郎義兵府の安を奪とせ極くの家
ゆを行り斗り會津の部屋一を亦西政仕西方皆を
方ん沼ゆ海法すべき旨太閤の上意と申渡しを
以秀吉公清兵衛中の兵を八濃より清兵衛
て四郎よりあくり藩生諸る敵一方は脱会
津へ帰り清兵衛を筆より会津を極くく相廟を振り因て生涯を
終あって不和なる諸士を八部部相分和方と云兵なる
くんの仕より以ひ追放切腹四つさせり結る百こ八九
出つと云侍大将と会津の城内にて雪討ひ兵是日出家数こ三千五百人
北法の政事奉中

八息部中路和一思ひ〳〵〳〵〳〵〳〵當を立て出ふ
ん祖〳〵部より清方とあるそひ澤〳〵仕る藩生
源義つと始清代の部屋詳定して清留部屋云へ
四郎三郎の為り申上ル　部屋政るうせるひ家中
大ふの法士をたく清後儀を重るの思ひこの阿蘭
を会〳〵中〳〵清思業る会る加此るる円法を合組
きて太閤へ秀吉仕より。殿下敬ゆき会津の法を
をて一て清蘭聲ある処四郎義が為り給る兵
ゆか殿を斗八清四ふ清部ケ之を兵法四ふ言藩在陣る
きハ朝鮮へ渡海て仕旨仕清さるを部〳〵法士とも罪の怪

幸元年小栗に関つ郡い諸藩へ流罪する。翌秀行へい前田徳昌
御去いを以て流行渡りるハ氏に義教家し家忠と云すれば
武を本遠に流行処より郡中騒動――頗る擾乱の基之絶れ
ハ会津の守護職元光家に秀行初めし自先い会
津より松平百二万石を以て被下故文へ移り十八万石
を以下郡に復帰流行を之ヘき者を流行す秀行最て則
字新文へ移り年月を経る処大国藩法しなへい
郡屋云へ忠と云ハ廟所より家光六年八月ハ再び会津を賜
ひ六十万石となり之上流之位事れ家と也 然る祭同
十七年正月十二日 三十歳にて病死せる之嫡子下野守

忠俱より家督を流行渡中流あると云へ秀忠より忠の
御字と松平氏を以下松平下賜忠弼と号し之上流之
後参議小進之御一門之用より忠勤を以守るが此病
癒を本然人者生母中宮 永四年丁卯四月 於会津
母世之時より其又嚴法名 先樹院殿得巖 玄光大禅定門 と号す此忠に小会副
命し会津領六十万石を与へる 併ら此郡に新絶すへき俗より
此すその上言ハ会津藩主中務少輔を以二百石与列松山
の城主万石を以下 光又忠の御字と松平氏を賜し て
松平中務大輔忠知と中りり忠に忠知の御母石い 家康之
乃御息女故より皆御家つの用より る光より先き家康

十八日諫奏文を以て元和元年ふハ中納言より進ず同九年
癸亥八月十八日迄四位下中納言となり寛永三年丙寅
八月八日侍従より羽州二十万石相続
ありて家位羽州を辞し江戸市ヶ谷の邸人を敬せ
ず寛永十一年甲戌八月十八日三十歳にて病死せる法
名興聖院殿前中書拾遺後四位下華宗栄大居士と
号す忠和の母家ハ母方九条の長女故に長ハ寛永
四年丁卯七月五日縁組調ひ翌年戊辰七月五日婚
姻あり此母室忠和卒去に臨懐胎に也言上に依
之上洛ありて男子誕生ありて出産
以武士の道にて仏門とする之処る月日満て女子出産す
世子家光公家光と家綱と之を聞て家光公ハ
家綱を家督と定る家綱ハ家光公の世子
なる故に蒲生の家永く断絶ありて彼母室ハ正室
御産と号し　当時母産室ハ産室より金四を受ケ
江戸百性町に居住ふり元禄十三年庚辰
六月九云ハ八十歳にて二年云しなり
蒲生の先祖ハ忠知公の
中興武功盛衰以下ハ永く九ハ之よハ大概を記す也
百よりて是一つふもあ
ハ委細蒲生盛衰記ハ見へり
武弾不仁を評　外神田島越ハ人ハ三四郎ハ事
英家人怨霊ハ
一板蒲生家ハ数代朝帝公方へ忠義を尽し　仁義を守

是狂心るく代〳〵名家の誉れを以古今の偉士適く羨
こゝを家風とゝのび蒲生家あるよりこれを形ふ如
此断絶せしを思ひ諸人皆驚き惜こゝろの敷ひ之切日
出家旧家断絶すると手者〳〵論す時〳〵或人意
蒲生家断絶こゝろすい元祖儀者を考ひ論ずを以平
記とれる將門を討ちしを時將門ハ大よ如り秀弾者の
者よ計〳〵也云下る死するのの日ハ〳〵さよ末世の風俗
見るて〳〵考ひを始めをあ〳〵孫と悪く死数〳〵此
聲情を敬せんとそを鞭下総ふより武蔵ふを伺来
是帝於て訪んと欲りるが勝ちて武列よ倒れ
を恵意拝殿り田中へ障碍をすふ人大よ怖恐帝
於へ此申度とす帝望を諾るを也多ひ和そを將門の鞭武
列国白村よ於て火葬させふよ元来鉄刃るを思ハ不焼
俗を思ふ〳〵者へ送り法ずを個くを鞭を一社の神よ崇
め神田明神と勅号あると云〳〵
或説ふ此時ハ鞭明神也後よ神田と改むと也又日白
村を鞭を焼〳〵ふハ鉄柏塚と云て長七丈程の鉄
塚今よ彼村よ〳〵又法るせ〳〵ちハ今の鞭
笠〳〵笠ハ贈死鞭と申〳〵又將門の首ハ京都へ
送り御門ふ奉〳〵を其鞭を暴ひ武列を来る成

其首をハ多田満仲と崇むれども越後殿と云を誤る多
田と改め、と改て京都より越後殿と云
又一説に稲毛越後殿の御子の孫の説なし
上代より毒殺の祟りなく門の祟りと云い大なる祟り
仏法久敷祟ハ四つの祟を出すと云 寛永三丙寅
年まで爲九 西本光廣執奏して勅免宣旨下る
文暦年二月より元七百三十年より祟横止と
大蔵生家殺盤昌をバ必ず祟ると云
世故也と評 ― 是ハ又老人の云く祟の起り
もなるべき歟のみ孫 海生より出るの

故氏ハ皆盤昌すまいハ何で海生家より出せしもの書ず
る故の氏郷ハ常あまた仁ふるく血縁より傍友人の
武家辛苦を ― ず一己の功を言とのみ弟氏郷
仁ふるに成るの成れ共 天正十二年織田信雄に
と表吉に天下をあらそひ時信雄の味方濃州
加賀の地を加へ年後の信雄の味方濃州
桑名の城を一所に相続 辛家長沈没 表面
日年ヶ月二日数百の軍兵を率 ― 彼の地を十三年二十
三年に相国と敵対 故 ― 毛地を人を一ツ
家を吉連と陪ぐこ地を又寛の要害なる者

討ちのこして城を文くゝ落さりける物也大事なる城を奪すまいた大海の一滴九牛の一毛也後に加ゝ并又
ゑハ法ねと法一隆家すべしと思ひ給ふ事
ゑく兵年寄よりて城兵ども慶賀せよと下知あるに
城兵ども今ハのの道如示そと上下共思ひ切日次武雪
の仕ハ及中に少く暗しうる下落ても死を一途に定
めゑ生を求敵を不恐我一人のおりひとるゝ命を捨せ
地を敵一ゑる事ハ稲麻竹葦のゝ立るゝびゑれ
ハ行ゝ矢一つもるゝゝ負死人数ゝゝ倒ゝ事も思
ひのゑる攻絶ゝ城意ゝ落ゝと思ゝの浮体ゝ

揚貝吹ゝ法幸を引 城を囲ゝ城を攻ゑ
ゝを道りゝ城加ての年ゝ文ゝ法ゝ詳しゝる
ハ去ゝ二ゝ今日ゝ動ゝ数百の寄ゝ意を尽ゝ
をゝ城を攻れ大面ゝゝを一つよして必死ゝ定ゝ陽
ゝ故城一を也ゝ破毎敵味方ハ勝利を得ゝ寄ゝ拳
討死ゝ大未大勝ゝ敵ゝ城ゝ敵ゝ又味方の
討死ゝ僅ゝ也大士幸滅
一偶や今夜敵法ゝ敵討して夜ゝ立退ゝへしと詳
定一先ゝ分を定めゝ敵の先ゝハ後の後詰
久頃昇千稚子ゝ抜形ゝ寄ゝ上来清兵衛ゝ人ゝ沢楠十郎

神戸七郎兵衛、播磨国住人、小泉太郎兵衛、赤穴小坂太郎
四郎左衛門尉、海賊の為に加勢の手父子兄弟より多勝りしる軍
るるに、後推に我出父子の組せ勝ちて、天正十一年九
月の初旬なるに、門より初めて、しーが海を氏綱の浦へ漕
寄り先づ陸地に出でて、時を作り、大急にて、小坂の
陣へ、今敵の防戦せんとて、軍なりしに、紀州の名人なる鏑
かしく寝ける者共、驚動して、不斜、陸地へ放せ
出でて、漕ぎ寄せ、時を作り、同章する数刻、互に討
たるも多かりし、彼中に氏綱が陣中に、都り寄せ
来せば、四方(イツカタ)数百挺しかるに、白石に、氏綱を

始、家臣上坂九文、山坂善助を、市法寺に、六郎左衛
門、同、弟を、宮内、山坂、敵を、散して戦ひける、此の度、後に、安(キテ)が
陣の先に、焼き立てし、氏綱は、母方の叔父なる、
宮内、四郎左衛門、氏綱は、母方の叔父なる、
しるに、氏綱、忠臣なるに、時法人、法
ふ者、人の、功を、なのり、若干の、味方を、亡し、剛く、大将加
并、父子、及、郎等を、落とす、氏綱、正為、なり、時、氏綱
一人、歌、大勝、討死、法人、比類、忠戦、なる、去、一己の、功を、なのる、
者、て、不覚、なる、進し、大日本、人と、呼(ナヤ)き、法人、子孫、長久、
らしと、世の、人、皆、挙て、称りしとぞや

又同年六月十三日氏は記列同盟の城より脱出し福の城へ移れ
氏弼は知行六万石に此時六万石加増十二万石にして彼城へ入れ
時に法令を出し一切の訴訟の裁断を用て訴訟を
留め書を用て書を書き板の制法を出す為に福満
はこれを人として教度の軍功を誉し武勇智謀の者あり
氏は集を彩色し毎年悲嘆を揚げ日福満を
留りるの書を手紙にて書き指図し者共を氏に書き
は法は主人は悪しき所を直すと云ふ
書と云ふは知して忠福満を殊賞せり福満が
妻女ゆえて氏弼を去らしめ福満軍の法を破
まるるを怒りの水にきりとそるの是を皆り皆
出せるを武士を嘗る人の書遣を立ると
かし主しと主はとて行程の抑実や見べき所見
人の目を恐れしめんとて教伝の四長初この条あるを教
す罰は主て恐し賞は厚く主とすると云書院のんを
思知るよく氏弼の為に強くこれうみを報せと云
が氏は秀行を知を来し福満が妻女死げるる
男一人を殺害をなすと云伝ふ又主人の死げる男らを
を殺ぬるを五十八の表あり出田原の城を小笠氏政
を是氏を改人として秀吉に訴ふの為を年一攻り

う、此時も氏郷自身に先陣より後陣へ進退し、之を行粉
を下知せられ、始めより氏郷の元祖信友を表作り数代
伯しる蒲生の胄あり、件の胄を胄建と建させ中古
胄を拵せられし、彼胄完めの事、長政遠ひより氏郷
大なる怒りいかる、然へども痛なりし然へ散今を吹消へ
捉を寄せ、とて自身より長政を指向せり、然る大彼胄如
の事なれば少し長政を遠くより氏郷始て云事と聞て
われと云ん寸大科人百人の人さりとて方を捨
ぬ〻と進を以けり件の胄と云ふ隠る意く元上胄建
と云るなるバ始り二三人も見り

と雖一人て長逆を捨へ来り条々六ケ〻長政も遠りふ仁
心なる氏郷やと信人御諫〻〻如案彼胄根らを会
三代〻霊とて為ると云 若い比天に居ハ比に生数に生数の中に
省天道に至り悪敵人ふ在り悪人一命を去天自ら亡て
罪しなるの自己の悪稽りて自滅す是を天罰と
云とも稽に氏郷いかのの如深科ふ行ふ去数人
なるを云難ひして子孫無昌せぬるんと謂りける

秀行忠知恵行のの 谷蕨之評石川丈山

一又氏郷の嫡男秀行も紀伊守を秀行も紀伊守となる中

も秀吉命令を再び発せ一切の殺人を禁ぜ
るを以て大河内ならびに渋川清左衛門
して渋の流るるを知るを秀吉聞き驚
なるや所々の士民おのおの知りて川上に毒流せ
と申す者ありと諫言を聞き入れなく
終に毒を流させる後に彼川より後に祖の生類大小
の区別もなく悉く毒にあたりて死するもあり
又ほうくと毒碎て流るもあるいまだ知れず
毒地代銀千貫と云報もなく死して川に流れ或い
川底に駆上り死す此毒流し
三日目に全く傾

六十万石の内より七月ガ石寺続き大地震して大変
を来たす後に聞くに数雷鳴の如く響ありと云
社仏器多く倒れ人畜大驚死すと云又山崩と云
西の山を崩し川を西湖も出来たりと云
ほして罪人あるいは秀吉下知して皆斧鉞の刑
斧鉞のもい罪人なり 秀吉 秀吉 秀吉
ふとるり毛尾八文禄四年の比石川又高と云去奥列
石川の去るりしの大変科人なる者は奥の長崎民叫
京都へ上り行く諸人を苦しめる此の時一位宮白
太政大臣秀吉公薨ずるに京都西国代諸侯の守護代

より後て通く県を設さらさせ給より石川を捕縛さへ八日中
云双の大罪人大さらさる分のみちまあるまと宣ひこの後の家
より新聞紙にて知りしとこ先をも法人論すれば
資質のもの乃ち後の者を捕りを知と嘆
せしとも秀分の古史を見ても再び紀元二千五百年
再知て嘆きこり秀分の源留杉平中将古賀忠郎も再に
の恵分御ことゆまも与列杉山の堀切の時入獄して
紙面にて知るに世間の人士言家の大事件忠郎
被告人立憲志言秘密の消息を聞法官吏より
何代見る場合兵隊るなどと最も多く信秘密の論

教育勅語の時代過せりとて先此を論忘信信
を選出一部人の用を尾人なりなる八本と云去る彼の
事を指せる所也大県八尾人なる事八月中の法のを高知
法る恵分再義にて祖もるく通電をもる事政警
此法あり万民の恐慌を再思後く法人論と此守護
部絶あること自り彩ふ芸書ふいらく
行道(ハント)思ふ者八然く方円(ヒラ)の吐(ハク)乃理に仁心の再(スハ)曲(ヨチ)尺(ノセ)に
当然理に随事に云為るなく先如文の通也彩るる士
ちちあるるを心面然の再と思ひ法職を具て部人
及ちを民を福作して国を安泰ます先故磯る重八面彩

再也能く西を奏する守護となる事ハ職ハ祖父朱先ッ
四を能く治めて知て知て知すの四を能く治るの事ハ仁義と云て
知る藩主の子孫世世天を知すなる者く断絶世
やと仰判すべ流皆知と云しと云
藩主家絶ニ断絶ニ家人ハ流浪する事 付知行ニ
由緒の事

一 抑る藩主家断絶すべ事ハ家中の上下諸士ハ命教流浪
して迷惑しむ者若干世或ハ人藩主家の累代の恩を
忘り技勝し新て民に金津長崎の船家人ハの知行
る以ッ由緒を見るる彼都士元来藩主家数代の

恩顧ある者く巨細を知て知ること可得

一 四百八十石　関右京亮
芦ハ奥州白川之城主ハ切ハ城を切ハ城を切て父ハ兵ハ城
る関安藤信之世人後ハ秀吉公へ出来て
関長門守と号ス

一 又百二十石　田中勘兵衛
奥州之三春の城主ハ城州田丸の城主ハ伊
勢の田丸小島殿の一族之後ハ秀吉公へ出
来ス

一 又百石　本村伊勢守

奥州福島の城主にして明智日向守光秀が家の
子孫にて武勇の誉れ高く秀吉公より奥州会津
六郡を賜わり一揆蜂起の浪人を作る氏は
後藤氏秀吉公へ出仕す

一 四百石　　御先手御鉄砲頭
同列白石の城主にして初めは坂山板又源兵衛と云後
に藩主の姓を名る是は尾張の人にて首八紫田
猪兵衛より仕へ来る氏頭へ属す

一 九千五百石　　ふ金吾おき
日光南山の城主にして同列作事本の家人なり

氏は佐久良の城主にして本郷藩氏
頭へ属す家号は小金伝左衛門と云
私に日氏伝左衛門と称し和泉守大阪へ参勤して
討死す

一 三万八千石（イ二四万石）　　御先手四番志摩守
羽柴筑後守の城主にして初めは赤穂浪人と云後る藩
主の姓を名る氏は後人にて

一 武万八千石　　御先手忠左衛門
奥州出羽の城を作す初めは谷崎忠左衛門と云後
に姓を名る是は徳川九郎右衛門一族の家人にて

後氏代々仕ふ

一 武百八拾三石　　町地九郎右衛門

同列二ッ松の城主に後は白川の城へ移され
の住人代々蒲生氏乃奉行職に長ずるハ
初年家へ出ます

一 三百五拾石　　長井豊前

奥列佐川に城主ハ蒲生氏初めハ片岡と
名乗られ後に住せしゆえ岡と改め氏に
仕ふ

一 壱百石　　長　越後右

同氏極苗代（イサハ）に城主に初めた内也も同列の住人
也ゆえ家とハ別家なり

一 六拾三百石　　蒲生千世寿

本名ハ後藤に後より姓を賜ひ芦ハ同列の屋敷住
木の長良後藤住る者ゆ婿子孫三郎長男に初
めハ後藤と云

一 壱百三拾石　　蒲生九文

相列中山の城主ハ本名上坂後より姓を賜ふ芦
も同列の住人上坂伊賀守に住て末没して
後藤長政より一味一ッ後藤書面傳記に屬す家

戒之以後氏名へ付ス

一 壱万三千石

奥州塩川の城主後ハ藤川へ移シ氏名橋山藤
姓と称ス其以代ハ別ハ伯人之氏に遷ス以後
福島三蔵に仕へ藩主後年と改メ長と一所ス
冥々の合戦ハ討死ス

藤堂高虎

一 壱万石

奥羽長沼の城主其ハ別伯人ニ氏名と
姓田と云藩ハ藩主姓を名ス

吉村甚兵衛

一 五千二百石

其ハ別の伯人之氏に遷ス以後伯耆ニ移ク
属ス 藩主高虎と改メ初メ墨俗孔と言ス

郡山牧馬

一 壱万三千石

奥羽宮城の城主氏ハ別の伯人ニ藩主家
代々の奉行職之後ハ稲田数馬と改ム

稲田左馬長氏

一 壱万石

浪人ニシテ奥羽中山の城主氏ハ別伯耆ニハ戒別馬の
城主後藤秀吉云へ氏名ハ別 馬山の城主と
なり氏ニ三万石ト 下総国と号ス

一 三千石

成田蒲生

先も浪人なり廣田長氏舍弟なり後ハ秀吉公
へ出仕す

一七千石　　蒲生三郎

先ハ三氏なる人にて名如文海の姓を賜る
御廣公に清蔵人助秀紀御書正信舍弟
野田上総介

一千五百石

先ハ舍弟廣氏の一族にて氏弼の屬す
実　勝義

一壱百石

先ハ越後市川にて庄を領す此人ハ実盛信入乃万
孫の沼留之首に八弟ヲ義人実成盛の長子にて

氏信ハ郷義之後蒲生の郡人とする

一壱百石　　佐久間金右衛門

羽柴小田の城主にて佐久間玄番允信盛ハ舍弟にて
筆面猪熊の姓を初めハ小条氏改る佐久後氏信
屬にて後秀吉公へ出仕佐久間伝兵衛尉と云

一五千石　　佐久間大隼

久右衛門舍弟にて初ハ源六と云先ハ小条氏輝の裏
五郎左衛門山田氏後播後氏信佐久間
佐久間伝兵衛ハ氏信先ハ先も若ハ
一九千石

蒲生忠兼屬

奥氏伊勢の城を仕て初めハ俄出羽と云代て
江刺の住人藤氏森の一族と

一 三百石　山川平兵衛尉
奥氏津川に城を仕す江氏の住人と共も後より
石田三郎と屬す

一 三百石　松浦左兵衛尉
田刺須賀川の城を後ハ浅香左馬と改
八千石　尾脇左馬尉
先ハ奥氏二本松に城を仕す江氏の住人と共
に後ハ羽軍に逆へ出す

一 六千石　志田隠岐守
先ハ信刺の住人志田安房守舎弟
一 六千石　首根内匠助
先ハ武田信玄の侍と後頼没して流浪せしを
氏代集り武蔵を感し扶助せる
一 千石　小山小四郎
先ハ那刺小山の城主と一族せしを氏綱
の一族氏より千石の合力を受て曽成田長氏と一
所に奥刺中山の城に居住す
一 八千石　梅原弥左衛門

芝八羽兵大掛の城を保す

一 壱百石　　加山左衛門

奥兵二郎松東の城を保す　初めハ加藤清兵と云て加藤清ひの一族なり

一 弐千石　　稲田清左衛門

芝八保野侍従氏に番列松坂城を預り居たりて城番せり

一 壱百弐千石　　蒲生忠兵衛

羽兵守山の城を預る　初めハ上坂源之丞と云源氏を賜りて蒲生と改文元云源名仕とする

一 弐千石余　　中村仁兵衛

芝八番列伯耆松坂を氏に属す

一 壱百二千石　　布池信濃守

奥列小源四郎城を保す　江列の伯人之　初めハ布池源兵衛と云

一 六千石　　蒲生郡左

芝八濃列の伯人海友伯耆守金平之　加藤安友清の姓をとる

一 三千石　　長谷川善兵

初め八藤田長兵衛と云源氏なりて長谷川と改ム

一 三千石　藩士浅野帯刀
本名生駒也浅野姓を称す　元ハ尾州の侍人にして藩
川一益の侍にて氏仏へ属す

一 千五百石　小谷越中守
別の侍人にして浅ハ藩士越中と号す

一 千石　上田越中助
長尾弾正信の侍にて氏祖なり

一 千石　須田伯耆助
伊達氏家の末裔なるを細川氏に仕ふ

一 五千石　森氏ア恵
元ハ藩士代々の四民にして江戸の侍人にて

一 三千五百石　志賀与惣左衛門
初め西村九郎と云浅に志賀と改ム

一 三千石　細野九郎兵衛
郷別の侍人長尾一族にて首ハ伊勢にて三百貫の
知行にて後氏仏に仕ふ

一 三千石　本多右京亮
元ハ武田信玄の孫にて別の侍人本多左馬助
義昌の子忠政氏に扶助せらる

一 千五百石　松田金七

芦ヶ原和泉守の一族馬渕山城守と共に戦没して
後氏に属す

一 千石　水野三郎右衛門
一 千石　三宅[illegible]
一 千石　宮田[illegible]右衛門
一 千石　南方[illegible]後
芦ヶ瀬川一益の伯父にして氏に属す
一 千石　河内[illegible]右衛門
一 千三百石　佐々[illegible]
右の人々信長に仕るの氏に属す

芦ヶ原和泉守の附属
一 千五百石　佐々成政右衛門尉
以前佐々和泉守の浪人氏に属す
金井せる後八道に入して道求と云
一 千石（一説千五百石）　新庄右近
平田三郎後八秀忠の軍に出でり
一 三百石　三雲[illegible]
昔に別佐々和泉守の譜代也平右衛門[illegible]の
婿[illegible]佐々[illegible]喜へし後氏に属す
一 弐千五百石　馬渕義人

一千弐百石　　戸澤部
一千石　　金子十郎
一千石　　道家与兵
右三人ハ小泉氏改の家人之小田原落城後
皆金沢へ来り氏信を頼と雖も家人とす
一千石　　布施孫兵衛
一千石　　小田切五郎
一千百石　　赤池長兵衛
一千石　　小川長平次
右之侍衆ハ皆江戸の住人にて藩主譜代之旧
臣之士六十又人
右之内千石以上大勢あるを若干名為忠せり千石以下ハ
主数人知と雖り居ハ少之事初て聞き初て聞きの
家人知と雖感しり居るとも
座室義氏弟ノ若殿ッ鶴ノ丸ト称ス　後掃部
英勝院ニ云ハル三月思議事
一世間諸人中に多き氏信朝臣に仕の侍と投掠し日本二双の
大名なるハ断絶の由なるに成るハ如何ハ思ひ成ることなる
君と問彼の士答て如く侍用雷之者も奇妙の仕
あり之れハ徳川氏信朝臣の軍勢川越城の時在京せる

よって鎌倉奥州柳沢の山伏来て中宿に泊り居る伝聞を伝ふ
来り野に出で相撲を取る者は氏に云く是は是へ参る途
若松面あんと寄る所に依て座席へ同伴の時の山伏
寄る度の乃一ツ目笠一ツ出して若松面せり氏に修験
行列昂る若松面する事能結構へ参りと宣へい山伏笠を
ゴ細い事なり上ると云て退出すまい氏に相て不審あり
伏の宿所を尋ね来る彼山伏
門と出るとき乃方に居る人へ伝て大勢の命して追
を取る事天智りより知る事奥会津法相の祝
て柳沢村を出の山伏居る知る所に伝て追帰

清里を巡く居る所に山伏来て臣此時法人評す
抜い柳沢の虚元義は奥州列義と清水笠居い会津相
ゝ出て居る所に
世俗を知て世俗の日笠を被る者と
ゝ庵の沢は魔
ゝ続き
笠を被り
退治する
諸人
百万余石
虚元義清

肥三江別所の牧六百石領せる時正安二年の春夜一人杉の樹を
抜き倒す氏人(抜きし人孫なりと宣ひ)を年郷列
杉浦の城と相成て十二百石領し成時夢想を信し杉と云字
と改めの後より男子誕生する毎に杉(コツクリ)本造の城を築き移り氏名より杉と
云名乗ること成て城を杉と名付る事後今浦と相成ても
若杉と名付る抽又氏人の浦の孫皆杉の姓を賜り後中村
古城及び杉山の城を築き移りも思議なる事共
数あり今浦の城を築る別当代の家系を改めんとする仏の
日蓮と尼の所杉の字なる魔(ザイ)男人仏杉と号を寄進す
古代当て臣男孫海上郡の領昌益と云ふ吉瑞寺一の
郡主先祖忠知郎臣の浦沿岸あんと読人員を訪ねめ
が果して中郷古城及び世あり今駒もなく永く此地断絶せり
郡主八海上郡八時と云て天乃岩知せ寺を後読人員今皆
感海と催一方柳氏弾郎臣八信長公の浦軍秀吉公浦代
より祖業の姓を名乗て元郡領秀郎郎臣八家康公の浦軍
子八秀忠公浦沿乃字と杉本氏を名乗り数代軍勝る時
るゲ主田法寺加も元て郡絶せる別人忠知郎臣の婦君八加
友肥後守忠房の浦筋中元豊後吉光正を尊信、豊後
父子秀忠公数度の御前元後主御沿の字を下忠房光正
と号し皆福田法名別の名郡乃主元寛永九年の葉文

平生流刑せらるゝ人多く海上數の子を惜しく斷絶せし事
思ふ後千年義経樣とい人の多くやうと洞を流れり
第八一度の事皆驚き怪の奇妙の斷絶と名殺を去りしと
拾弐万石

佐地宗綱討死 付 息政綱盛義之事 并 佐地川奇妙
能古奇之事

先に上杉氏佐地の城を數代所領する故佐地を以て称号とす先祖誌
曰屋形軍無武蔵守信義を表の後流を利入を見忠綱ゲ十六
代の末裔又鎌倉光字綱は玄孫天正十三年乙酉正月朔日同別表
るの城を攻めて中失ひ自刃して果ぬ豊後七郎と云者討死
此綱は日孔鎌倉の城を長尾伯耆守天正十二甲十二月晦日の
夜中俄に来るの城へ押寄せる城兵は思寄の日は元日之
佐地へ祝ひとて月毎(サカヤキ)家をとり或は沐浴(モリヨリ)して居る処へ
押寄る程に防戦不叶忽城を乗取り此の夜中佐地へ注
すまいは宗綱始て聖は天正十三年正月朔日(ツイタチ)の日落日(ヒ)も明さるの唯一
誘池出るの翌日佐地へ云ふ一人お落る所注本誘寄迫て
る池行り相宗綱は唯一誘城
中より射殺しうの宗綱は世子下賤の子あり是を聞人大賛
越中忠之佐沢源三清秀津布久(ツフク)後河(イカ)敬山上宗法為寄
城を新綱を三郎紀伊綱清少見小雷忠則赤見郎秀敬此

嵩ヶ中より相模の国実城小弓氏政の命令を受て佐竹氏忠を誘引して宗
綱の妻より嫁し一族の義を結ぶ秀吉京田原
を攻る時城を去る佐竹小田原の地へ移り佐竹より人質を
出すを宗綱の下臣の子佐竹右京政綱十七歳なりしが
父の命令を受て一揆を企佐竹の城へ押寄忽彼の城を攻落
首級余級を挙て小田原へ走る太閤秀吉の事務より入る程より
扈下ハ蔵之小田原義城に後佐竹氏忠本名ハ小条ガ所領十二万石を
佐竹右京政綱より賜りしが時宜宜しからず 家康の仲介を成し
ハ扈に家康に敵に従て佐竹上総介忠輝に
仕の諸下より扈一揆ガ大久保石見守長安と修理亮中坂右京之
県の廃治を意与する所領を奪ひ取て遠ざけ
正秀吉義政に移る元年秀二千俵を賜ひ
三万石に佐竹修理亮也 此秀吉に
修理亮之法名を出羽守と
称し天正十二年三月廿三日死去 秀吉の
七男子有り永泉寺殿と称す 嫡男
小 桂昌院殿 三歳 婚姻 女 安藤家
家 男子三人 此子今
水戸 出羽 ハ秀吉に
秀吉に遠ざけ 一家佐竹の家及び断絶 時世 ヒライシ
計らひ佐竹の天道の志へ納るより今日迄人不足して見

如す又彩子秀仁（小男一人を留る県二人の男を伴く彩子南彩
沼尋て云人長言く胥古く力ら勝と二人にて子孫と生る韓の
記ありと云ふ所所ものあり作毛の町入口より川あり此川を三ケ
月の間ハ古の麁と水流れ通りて上ハ陸となる彩子定綱の先
祖云人家乱の時ら彼還と栗川を渡れる時後ハ見人家人の
彩古ら彩沼ら去られし橋を流スれ苦を渡る時ら苦ヤ
て田舞ら彩沼人見ら して蒐も角も て彼れを墨ヒ子川の温到り
彩ら人歌表すると見（しらを表の俄ら古中をとり流れて来と
ハ陸となり今ら到て毎ら の此と扨作毛の家滅亡後彼彩ら
彩沼ら去る表（作毛の町ら早勝と為て紙をすきて海世を
造る表なりしら去と日はら彩子秀仁（造りし 瑾ハ三年古
ツリカヨ
より栗猫巻絡道結儀ハ海を氏の家に伝りしら是
を家断絶して右の三通も見し知彩方と変（り是ハ右の議
なりしら古ら

増選古今武家盛衰記巻之第十三終

増選古今事文類聚卷之十七
同族

和學講談所

吉田伊豆守信吉忠吉之祖

吉田中務少輔屬　鄭屋信濃守親吉

討死

吉田次郎兵衛尉　武蔵守秀吉　飯尾豊後守

吳服之者

井伊掃部頭直人　兵部少輔

駿河

留守居　父子信篤　秀吉　河内守

上田合戦

七郎

石田治部少輔三成　大谷吉継

信吉嘗討死　附　以上父子死罪免許

吉田九郎作

寺猪伊豆守　虎氏之祖

白石城合戦附　信吉物信之移封附

与上田猪負論

西尾舎人与合戦附　須田左衛門尉

耀之紋中見

竹ヶ崎九

増選古今武家盛衰記卷之第廿

三万八千石　　吉田安房守昌豊

吉田に出張する所領高　郡屋敷併領地如此歟

并討死者

任賢自有二心去邪自殺しかば吉豊と同家なれば家を立て
伝濃出小然郡上国城を吉田安房守昌豊八幡宮に成名
高富士加しかば家の石田より流通一味して流流し
親兵衛尉忠知と諸人通く惜り
抑吉田の先祖は神武天皇より五代清和天皇の
二男貞秀親王の後裔流に被就王位別を復給ふ

故に海西元は清和源氏の嫡流にして八幡宮を神に崇め号
白旗の神海西の氏所より来る社を建て今まで相続
の法を渡師夫王と号を成氏と称ふ海西を氏と
称海西小太郎義時と号是より其世海西小次郎義清
武田大膳亮時信し義光より属して源家を改け時を
伝引吉田の庄を任賜れ吉田を称号とせり郡は義清天
四二年に当れ八月十日に卒して嫡子吉田源太郎
府別安部頼を継吉田三郎安房守昌豊と称
既に後に公家安房国昌豊を継り時を
八万石を伝し郡は伝去遠江国賀茂郡賀頼代り徳田源川

と雖も強い強よは利を失天正十年三月十日織田信長
より自害せしめる二十六日二日より信長公も明智の為に攻
亡ハ甲列ハ武田家の旧臣となり信長公に仕
信列上田城主仙石権兵衛秀久
る相列小田原城主小笠原信興
子長盛家康公大坂城を出る副甲列（略）武田家
正信甲列に御奉公を致す牧野小兵衛と会釈を
致す時家康公秀吉公親族となり和睦
調印より信列仙石権兵衛秀久
列信濃小笠原（この頃）
仙石権兵衛秀久ハ武田の旧臣（小諸城主）
なり信長公ハ武田の旧臣ハ使用
小諸城主ハ小笠原（この頃）
信濃小笠原ハ武田の旧臣ハ使用

と呼れ、秀吉に大なる脅威を与へ、
厳密なる論議を経て、
之を理想とする似られれば、
地一円の独立を脱して、
なほ幾度もこの論議を
繰返すの有様なりしが、
七月遂に講和を結ぶに
府志世自身長崎府
主管新潟県知事
二伝三枝参議府主任
知人高橋新紙波見新会 七子金人上田表に向ひ出
を敵大名向と為し先遣を立てを 難協議を長く
帰幸とも出れば弱くして凡人なる者は見を人 働く
攻撃とも不用意無策一度は関を作り敵先と称を
はる安房国昌幸次男ありて依幸は父子子金人を率
出と喚く家出す昌幸無力の為は以民を信ず
を勢既に三千人を及依く集まると昌幸の山
谷林に伏兵ありて彼有先協中分討く出る昌の石鉄を
出るも氏の少能を差連く該地多く敵同盟を合戦
山と谷も林の中より 悉く起て攻入る

大ゝ後勢ハ一勢ゝ利を失ひ 敵小ゝ人苦しゝ

吉田文子 武田男 附高ゝ故山田長年岩殿

大久保忠ゝ言ふこゝの

去程ゝ間家ハ演松勢を退散ゝ後ゝ近さゝと

退来時ゝ大久保忠世岩殿若狭守人衆間田 真小敵と家

勢をゝ二人ゝ高木七郎 江ゝ三郎 間ゝ お勢

時ゝ家ゝ三河ゝ乱 渡れ高ゝ先ハ浅瀬ゝて お勢ゝ退ハ

退廻 敵ゝ攻ゝる吉田文子ハ先ゝ多ゝ 間ゝ

討敵ゝ北ハ味方先ゝ討死ゝ 当ゝ三ゝ吉田ゝ云ふ

操ゝ橋 兼ゝ入ゝ夫ゝ人保 家ゝ牧 縁ゝ敵ゝ 渡ゝ

退合 時ゝ間ゝ 家ゝ間ゝ 元ハ ハ 渡ゝ

敵ゝ勢ゝ 敵ゝ二人 討死ゝ 多ゝ 元 ゝ

ゝ退ゝ 退ゝ 戸石の城ゝ吉田ゝ味方 討ゝ出 退ゝ

敵を退 付ゝる 演松勢 中ゝ少 弟七郎 ハ 渡ゝ 退

三度ゝ勢 ゝ大将ゝ 家ゝ 敵ゝ 討 ゝ

敵 ゝ 多ゝ 家ゝ 時 柳 孫 ゝ ゝ

ハ 様ゝ 時 射ゝ 敵 ゝ 退 ハ 賀川 一説ゝ 熊川

ゝ ゝ 退 ゝ ゝ 退 ゝ 退 ゝ 寛 ゝ 三百 人 討ゝ 大保

ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

後家の士を集めるよ大久保彦左衛門一番に池田輝政を
敵一番に池田を追ふ事ハ彦左衛門の計ひ
首をとるとの事ハ池田家ハ本下集人作大久保
小八郎松平七郎右衛門久世伊豆守五郎
兵衛等ハ江坂筋ハ池田大久保忠世ハ意を討く百
騎よりも先に馳せ加ハる伊く追ふ敵を待又
高田ハ後詰の中より栗田治七郎と云者を味方の言より新
惜世ハ陣ハ入大久保忠世ハ物見ハ出く只と来給ふ体より旗差
の躍より筋目ハ味方ハ此ハ敵と云事ハ
味方ハ味方ハ此ハ敵と云事ハ
味方ハ味方ハ此ハ敵と云事ハ

の家臣ハ味方ハ此ハ敵と云事ハ
しく後の柄を取延く大の間を家敷大久保彦左衛門ハ
竹松と切結ひ彦左衛門を討取る事ハ栗田ハ庵を通
通ハ又高田父子ハ加賀守ハ家ハ
ハ世家ハ伊豆ハ池田ハ家ハ
今一合戦也と云七郎ハ
小勝之戦ハ利ハ
を伊豆ハ通ハ
とハ家ハ通ハ
討ハ

敵一番よりは 旗射 紙ハ一旦ハ利を得たりの事なれ
ども味方の兵ハ悉く信玄の為に滅ぼされ下道
加賀を元く如ハ之と雖一同より北ハ大久保力を為し多ハ
形ハ信や思ひ人を皆信玄に立く知る
事なる高田何とり思ひ人刈田を引返上田の城へ引入れ出世
も法を引退りて之を当日ハ諸将悉一列に勢子 安房作九郎 子なり
城へ働く迄 築摩川を池勢く八重垣より押寄高ハ
天くしうしは知らより八重垣の下を押通る白堀より働出大久
保右世ハ出田七の宮を守護役として多数吉の嘉ゆ岩ゆ
ハ安大将の家を築摩川の切へ押出の為世常訪信

今田ハ一番ゆ如く中を初祖法の兵へ押上一同よりおを敵を
老の付と云ひ代安将ゆ多ふ後ゆ世大ゆ 然るりこを役
を生一間く川端迄の出張も然ゆ高ハ出張より動く出
世の後へ後ろ一一番せんと下道ゆ安将ゆより主意ハ出世代
子へ働ふ始八重東ゆ代しく敵の道を何ゆ真田安房守
嫡子信之信繁父子動代者村ハ敵人と出陣 但幸を
をしく 弥能を手掛也ハ大久保又役を池く多数吉より
今ハ高田父子三人ハ処へ打出 但幸をいく勢しも西面へ来
戦ひと言こと道ゆ利ゆまを推量一安人ゆふ有
事法幸年 敵数者なれハ出世ゆ池ハ代勢へと

光秀は信長と仕事より時利に隙後係く是迄大人係一人よりあく
吉田の陣へ討く掛り敗しまされ敗走する吉田方に家老八敵信の
小野如八掛く敵の手しと沈没する如を様子を知の
名れ八吉田の先鋒 張く見の事より外の
敵ハ吉田の先鋒 敵ハ吉田父子の間一人八討死 家臣を
を所と見の口腰ものと信田壱人 物鑓しく吉嶋
大人係 是迄の事を慶せられ 汗感物を賜ふ又 長慶の子
力の体と敗山信田新蔵八逃を去く 貴を 張き吉田父
子加へ 討出 張地を 敗走 敵 張 吉田 松野
疲労しく 解もふ 長 長 敗 迄く 長 長 長 八 吉田 長 福 長

と七年 地を見逃ら 長

井伊 松平 列 信 刑 所 信 長 信 成 信 敗 人 京 浜 松

特 敗 家 し る

吉田表家しる 敵 長 長 長 家 長 家 長 引 長 長 長

家を 松ら 敗 吉田 八 長 敗 れ 八 引 長 の 父 あ 敗

る 又 敵 長 長 出 信 子 代 吉 改 松 平 関 浜 康 親 吉 長

四 く の 討 長 中 吉 信 出 出 信 松 平 最 く 吉 舞 吉 浜 く 信

刑 く 池 田 八 家 を 刑 く 吉 長 と 吉 家 日 敗 信 し く 長 家 を 仕 怨

一 年 吉 田 父 る 馬 長 長 を 長 れ を 長 八 敗 吉 田 方 敗 信 の 手 護 人

長 尾 長 吉 信 家 浜 る 加 浜 を 長 長 こ と 人 数 を 浜 る く 家 長 人 と

計略之儀は松平図書殿家親の思召に出候と申候
ハ家親又兵衛に対し依百姓代等く心懸け無く出面
致之家臣に仕候人数を引養ふて之を進ん
之分法華寺を退出に成候と吉田藩を暴ふるものもやうと
聞し候儀を退出を拒申候義もなれハ牛伊松平安房守
と申引揚く遠江に於ても引退く先祖吉田表に罷
一家も苦引退の御多義吉田殿く家臣一統之を進
と時方引揚者と引退者とに分る吉田殿く家臣しく付
吉田表ハ父母妻子申抜敵既家を退之中に牛伊豆政松
平家親ハ僅家百姓の勢を以時方の勢より離遠に詰り
引退ハ付分家を仕候様に云昌寺に引
家に此家を所に成んと申せしに成れ和睦に成
られく文に家を所退候る今度法源松平主殿
平家親其く家に仕候つれ吉形く家を
ハ彼二人の家を前の家に成おろ伊豆
るは近藤左衛門此之物を神ゝく家列の先祖代家
田藩に使ふ成功の家を意彼に成主殿又兵衛
伊者に此先祖の家に百子代僅の小智を以家
と数万騎を率と退散し代者此と思なく法の家を又
今日に退口に人数の立振伊の祈願を省に此に松平

廉親も為ら知り難き剛勇を集め小行と云ふ偽軍を仕立
者ども八ふ兵の員を以て五人の逆徒八無数の蜂起を蓄へ
一戦を以て敵軍を持参敵ハ増し逆徒可引取と云ふ
逆徒の人数を出れハ無と云て引取ら時真田の押として伝
別小諸城より大久保忠教数少く伝別の兵を以て保科源四郎信
祝部下の大軍知人を山に集ハ間しと長野城より信長
して忠教の援兵を源内兵衛を皆志田の押之を和し諸大名
信濃千代松年間信濃国長谷寺に出馬を以て浅野幸
長代勢中国之枝重を皆源松に与る附よ廉親ハ
井伊直政松平康親を以て志田表へ引取る

間なら候間旅行の処を多人数の故引取の後
家康と三河を以て信濃国の諸大名を下高遠城に引去
後の志田父子八多勢如何為ら之を仕出
八間敷の押の為源松に八元帝を近江諸城へ日を送
切と言ハ秀吉と信旅に長久の合戦を以て城和睦
調ハ中国の毛七郎隠岐秀吉に命下る屬に別
八古渡御小名九鬼嘉隆氏政父子に催促の為八秀吉
に怒給ハ小名を討滅し日出幸家別八多賀谷相馬義胤
迄攻殺ハ家康に八信濃勢秀頼の為
尺よく天下の政を治し信濃国廉親に志田り

武蔵を攻て長崎殿を伐亡し　伝聞　前右号生駒人より出伝別
に　於て二百石領知の中暫を賜ひ　御台所の輩より　御台所
れ　高仮寄村に大蔵刑部少輔右衛門の輩之家より石田治部少輔の家
業を業として　悦上洛京都と心を尽し　御屋敷を　御天下
を掌握　御屋敷　始京都を　諸侯を　結之　京都より　家康を　攻
と　諸侯　家康　始京都を　諸侯を　書遣　諸侯を　従下　家康之
業を　以　石田　治部　家康　家康　家康　家康　家康
大坂　城　諸侯　家康　家康　家康　家康　家康
以　家康　家康　家康　家康　家康　家康　家康
家康　家康　家康　家康　家康　家康　家康

昌幸父子伝　義滝城攻　秀吉公　汐合戦
　　　

寺へ金銭財物ゝく上意を偽り諸人を欺き元入料を
振れるの要害を秘匿と云ふ元家人支も家人を一味引き
拒捕致候と要害を設け昌幸手勢を繰り出すべきと
待ち構へたる次第なれば方々に喚き逃げ去る
志田昌幸逆意を以て近隣へ篭城を勧め
る実は要害を構へ出羽守方へ伝達し出羽守
軍勢を繰り出す世間の噂に歌まれ人々は只今捕方を指向
討取り家老大将迫言一軍を大将迫田兵人大
夫小笠原を討ての大将を敵と為すの少後は其
者ども手勢を引き上げるべきと云へと福井志田を
逆出致人数を繰り出し迫田兵人大夫小笠原を討取ると云ふ　秀吉公頃は後藤孫兵
八志田父子を討滅致す上方の者と福井出張の者と相
成人数は其方迫田兵人大夫方へ作使致候様致度段桜井武右衛門
方へ作使を以伝達致候様致し候ハ
英清方故石川主馬頭殿家長志田伯耆守伝達致候ハ
誘引し徒士以下総合二万八千七十家人志田伯耆守
八上田迫田を敗走致し候ハ
大保次郎より人数大将出し城下の村を刈せ
是ハ志田父子の門出計略之如事柴田伯耆守分捕二百余

人討ちもの被者を追掛人と銭ひろ兵七人おの家政源平
藤次ひよう大将 来和掛しあ元人迫迫銭けゆ大政ひ浦
右源平小家中田角家先兵しひ銭す訪知よ浦源中本
戸を宗ひく家西敵ひよ銭ひろよ者ひ兵先源家立ひれ
宮文別ひ迫城会掛よ家中田家仇先ひ人生大将生浦
ひく表左の内旅ひ一文字よ家ひ掛為ひ人ひ先家別
てひ退ひ表左怒結あ色経の小将よ銭逃と云ひや
ま迫合ひ銭ひ角ひと才生世人ひ下知ひ結ひ被家別ひ
ひ将被ハ上家ひ家ひ受ひ大従ひ従ひ逃兵けけ少能ひ家生
の中ひ中心知太田宗夏朝会被寿小世典結迫小義

戸田平兵衛ひ家ハ七人
一説ひ源人原家小家源家少能源家中山勇毎也戸
田平兵衛被寿子男迫ひ家兵七人ひ迫ハ人ひ迫ハ人ひ
源義経を合ひ掛敵と家立殺ひよ銭兵生人ひ源田家
も表ひ迫被家ひ掛ひ銭ひ右七人生ひ田表七家銭と右
付ひ生ひて敗生ひる先大保お掛者ひ宗結平形男生ひ
銭ひひは志田将ひ家立城ハ人ひ志ひひる生ひよ迫
南城平ハ人ひ源銭ひ人ひ志田房別ひ生兵ひ家ひひり
ひよひも田宗銭ひ攻ハ人迫お迫おセハ攻ハひ二三郎掛会ひひひひ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

当日八新町ニ於テ伏見ニ遣シ仕リ中ニも病
死ニ付猶ニ切ノ御ノ用ニ付ノ御ニ付ノ御
部屋ノ内方御大坂ニ詰入ノ御ノ用ニ付
河内守様ニ御暇ニ付ノ御ノ用ニ付
又ノ先ノ書付又入ノ御ノ用ニ付
如ノ御ノ用ノ父子ノ者ノ御ノ用
成ノ実録　秀頼ノ御ノ用ノ御ノ用
二ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用

八月六日　　石田治部少輔殿
吉田安房守殿

遣ス豆列ノ如ク為ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
安房ノ書ノ用

如ク出ノ用ノ者ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
未ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
ノ者ノ吉田父子ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
八郎遣シ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
日ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用
士退ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用ノ御ノ用

其吉田左馬允と云もの
相模の上方に而大合戦有るより城内騒く
利を失ひ城東に利運と成 秀吉公為御使
に清須九月廿日信雄別吉田表に城郭に地形
下知六十日目於宮原河一戦に敗北石田を始
員諸将大勝付て清須に帰陣 秀吉公は押て美濃に
信雄下知 秀吉公清須城に御信雄大将
に成 清須城に諸将皆中に成るを以城を攻落し
上洛の様と しかる 秀吉公信雄は諸勢の法に人数を
既に城内に上る 吉田城に籠る人数を難しと
為 吉田父子を捕しく 城を攻る必城を攻る
秀吉公は本陣を清須に移し 清須城に
吉田捕 ると 諸国の大名小名
敵 為 城 又 清須に
八幡 城 攻 尾張法印
吉田 城 攻 諸将
と討 ると 秀吉公 吉田
と上 四郎 攻 攻 吉田
太 光 光 吉田父子を
扱 吉田父子を

を見るの為に伝吉作を作り伝列に記し置
き対面し上意を伺ひ奥へ加賀とも為
取引に成り居候ハ細川家ハ格式家別
家の者と如ハ格式家人を先に意を尽
ると雖ハ父の奥へ後藤家を判数せ文所
思ハ忠の細川家を創人と云伝吉云々
同家を父の作物と迎に付調り今の作を首
注写生に勝対し注ハ父も君御 御
を変り人物たるの注作を本多の注綱を
る計家ハ君の為に迎る為負仕を家

して待給と家を立てより置たるに呼び入奥へ
今日 相伝者ハ沢庵父母房当り処に奥へ迎家の為
を作るとて 後藤家ハ父子の武勇を感し給
細川忠興公家を創くこの其郷に於くハ伝列一円
百万石をこの為て作り伝吉を長と注家を為
所に脱出の用意し注 後藤家の注用を行と如説
用意を立也 忠宗細川て家へ来為延引出
と影響ふ豆列長く今家父の討に作付る方に奉
雑を為れ保り出来の注事を以歓して出陣仕
度と申上 同家に諸る時成注家へ紙に迎列注事

なる事 信長公諸く訴訟の輩一番五人宛法の言葉一又曰
（出訴訴の輩なれば再法言葉出と云　惣慶作法
ゝ事なれば如何なる所なるや　又我ゝ言葉ゝ
敬と宣ふ信長公諸く中ゝ言ふ人今度父曰者ま者村
訴訟一生ゝ訴訟時計を見ると訴訟を以て指
ゝ言ふ計を見ると　御名ゝ言葉ゝ面目難ゝ法ゝ無ゝ
父者ゝ命を言ふ法ゝ仕て罪悪なれ幾ゝ生ゝ
仕百百ゝ訴訟者上返仕者　涙を流一云事
因者ゝ　関訴輝法拾郎ゝ　作の法ゝ言ふ者
ゝ　信長ゝ言ふ　作ゝ法ゝ　志田文ゝ　ゝ南蛮の

法を学ぶ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　石田ゝ与一　謀叛人の法一人二人
の因ゝ　ゝ　ゝ必死刑ゝ宥　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　

第五章 討死せり

私云 青村父子大坂籠城の時蒙る南方家法を以
当る大坂治世の間籠城せり 友よ利を失へり
志田の如只要求 伊なるは 水野法父子の隙義伝を
先と云も秀頼公時将友と 秀頼八法華宗法なる人
四方九方に分散して
但青村は 親方家相 大坂の郎 四尾伝家
討死せり

去程に伝列上田と城主は 伝当 伝兵衛 伝兵衛 名乗
特勅功を廟堂に浴す 同列 杉城へ 郎 智 伝 作 法 諸

猶 数度十万石を以 白伝当 伝兵衛 と 杉代 伝 伝 と 云
於れ 和上田の城主は 伝当 勅 知 当 大 伝 へ 云 不 当 る 号
又代と上田を以 当 勅 当 ら 改 的 代 伝 列 出 石 城 郎
管 之 松 平 伝 当 大 当 来 当 於 て 今 当 勅 功 を
当 る

三百石

白石城 郎 討 伝兵衛 伝 城 伝 主 兵 討 法 長
当 主 と 左 内 猶 員 論 こ る
は 其 務 八 上 板 当 代 し 元 長 て 出 江 山 伝 当 当 流 と
表 悔 し 長 之 文 孫 ヶ 子 て 未 三 月 我 当 長 二 年 と 云 、 立 当 当 当

麹塵の奥列唐櫃数多相ひ連へ移は真櫛をは白石
の塚ことゆえ二百石を寄へらるけ塚をとなはう形望
仙蓬ヶ土里を隔ゆ郷ゆ蓬ヶ嶽ゆ七月京都
礼こは仏生の家を　御家云し嶽仰白石を塚を
図書ゆけ所ゆ京都八条ゆ七ふ菓光坂和泉ゆ
〜宮云ゆ子家人ゆ源真櫛ゆ〜今ゆ相宗
八幡ゆ仏生　西方白宗を光源ゆ〜一万二千家人
を率〜白石〜塚〜押蓋鎖櫃二千挺を拵塚中を
ゆ宮ゆ塚ゆ初の行ハ宮ハ出ハ遠掛祝ゆ〜ふハ
失火を光勢物骨秘祝ゆ〜防銭ゆ〜ゆ大
鎖櫃数子挺ゆて塚内を〜ゆ宮蓬塚ゆ又一万を付
彼方ゆ〜ゆ宮ゆ鎖二百を塚を園ハ光ふけ真櫛を
初塚ゆ伝ゆ宮ゆ〜ゆ陸を光ゆ四宗別ゆ〜塚を
宮ゆ白石を蓬宮ゆ宮播ハ白石〜塚ゆ陸宗〜塚
を源〜ゆ〜大子怨望ゆ宗清ゆ五月小田切九郎和泉
宮ゆ宮ゆ右鎖ゆ宮小川ゆ宮備前ゆ七ゆを光源ゆ
一万ゆ子家人を従〜白石を原辺ゆ出源ゆ光源ゆ宮ゆ
八幡ゆ蓬氏ゆの家人ゆ子ゆ宮ゆ代ゆ故ゆ〜
処所を宮藏倉十八万石ゆ〜ゆ列宮鎖櫃ゆ〜移ゆ
家人ゆ大ゆ浪人ゆ宮ゆ〜ゆ宮鎖ハ宮段ゆ右宮を宮ゆ

或者云ふ事悪敷く候へ共今先陳をしるす事
八流福福二里を登り上せ流し出船川を満く
傳聞り所ハ高瀬出船なると申候ハ
面ハ温泉ハ高瀬より為る面と世人唱へ候れ面
あるを家を立て人郷より出来り所の女なれ
ハ高瀬と雖ども諸ひと事物を撰人と傳を安房なる
実歴代勤番地御庭石人を先ず如何を安房を宗
片倉小十郎を中を破産形勢を次第と家を大
傳之候よ組合船の上へ押高瀬の先より上へ遡る川
四とうん也最上川ハ云ふ親迄なるハ川を通して戦
とも云ふ事なり流ハ云ふ拙ハ親ハ国より来る大海之時の岩
を入川を流れなれは必ず拙を入流岩流川利を流るとも
ハ親少船なれ時方大海必時を矣を流を面先流の功
を二廻し流の程度疑流く流利貴之 先ハ流流を流時
なり親を多船時の少船を吉一口味有を又流の岩
を廻く之廻を高瀬の遠る元尾無満之 船を必利
を矣人只川を流る面の戦と云ふ九内を云時方今小
船迎を甲斐親を待く岩もんや時方を水 矣親方
ちり川を流ハ必親を動を矣石流しても貴流く也の貴
岩船ハ山を川を流し親流へ討入矣の川迎事を屋

八代郡へ跡にてこの度人馬を川へ捨て言を川へ捨て侵し（ガンカ）後
て流し御家来も家を出て市乃瀬に叫と云ふ
九四一人人数討ち捕なは諸人の物ふの通船名流し
渡やとて手負傷三百人ほど皆川へ家入四家人と先ほ
鉄砲の疵手百家人全川の夢之へ右岸井川寺迄ほ鉄砲
る中死石五千之船九四五千 瀬水を曲ほ源川白地
上彼疵手を退きるほ ふ脇して引退四家 遠ほ人と
を同二町半 ほるほ船ほを高く射 膠 敵を活馬
活ほ敵石の首を落 嘲と嘲き 付く掛八方十文字ほ南
四家も自分 諸家ほ 先を 揚白 鶴下 知を 敵を 赤

先生人 ト 家 敵 有 は ふ 為 自 四 家 ほ 付 く 為 四 家
の家士八を討ちと ほ 踏 し お 鶴 ほ 四 ほ 行 を 為 為 為
敵家ほ家 敵の 毒を 人 迫 捨 ほ 人 と を 人 と 人 を
船 脇ほ ほ を 為 く 船 家 し 源川 逆 を 行 を 者 敵 ほ 家
く ふ 通 と 逆 為 を 杉 船 を 敵 ほ を 敵 く を 退 川 中 ほ て
皆 雑 敵 を 為 し 時 ほ 小川 場 を 布 絶 決 を 為 保 田 勘 七 八 泥 を
雑 合 し 家 く 家 ほ 敵 く 討 死 七 を ん 八 時 ほ 為 ほ ほ 付
と 二 人 を ほ 踏 止 方 死 ほ 敵 く 四 を 捨 ふ け 間 ほ 為 為 船
を 死 を 通 船 く ほ 引 死 逆 を ほ 二 人 の 為 ハ 皆 付 死 し
ほ ほ 利

正宗公は都合戦 附 須田伯耆守薩摩
羅と終に其の事なり

此時正宗は島津の国を川まで退陣の為と調を為る
た内四郎殿と云て返し正宗と右の打死した内右
を文の程し洲の羽織を為く二右の上の負ると討とえ
を奪生を奪流し接戦 此年正宗は討く然 薩摩川中
るの陣立処に正宗に為る所と此陣中なと内四郎一処
ぬ戦時は 薩摩の公 三百余騎正宗を生捕て 送 此此
返正宗の家士と又二百騎為 年立る死を顧 ら上野
特殊る 討負敗 之 正宗 返 高 之 於移酒 酒

お戦の二日目 此時 上杉勝 義 討 勝 堂 衛 迎
近 毛 より 従 正宗 ふ 返 引 返 す 返 分 の 之 於 く 百
七十余級 此時 薩摩の後 須田大炊介 筑川の 蜂
兵 ち 一 言 の 先 陣 敗 と 聞 く 家 を 率 て 我
堰川 を お 洲 正宗 を 討 面 と 此 母 の 如 正宗 は 庭川
て く 小 為 を 家 中 須田 の 家 士 八 十 小 為 を 退 帰 正
宗 の 所 は 薩 の 敗 分 の 為 蒔 を 奪 て く 言 団 送 薩 摩
天 く 見 白 石 の 城 の 為 の 為 と 大 な 敗 の 為 と
一 説 は 正宗 福 島 へ 来 て 和 睦 出 る 九 頭 ら 多 敗 数
百 七 年 事 を 須田 八 法 筑 川 出 く 退 陣 蒔 を 養 を